

おおまちちょう ちいきふくしけいかく
大町町地域福祉計画

ねんど ねんど
2024年度～2028年度



れいわ ねん がつ
令和6年3月

さがけんおおまちちょう
佐賀県大町町



はじめに

本町では、2019年度から2023年度を期間とする「大町町地域福祉計画」において、「みんなで築く やさしさあふれる 絆のまち 大町」を基本理念とし、その実現に向けた3つの施策目標を掲げ、地域福祉を着実に進めてきました。

この計画期間中に発生した新型コロナウイルス感染症拡大の影響は、地域福祉活動においても、今までのように集い、ふれあう支援のあり方に変容を迫り、経済的困窮や差別、社会的孤立などの従来の問題を更に進行させています。加えて、本町は令和元年と令和3年の二度に渡り豪雨による災害に見舞われ、甚大な被害を受けました。今後も、災害発生時を見据えた日常的なつながりを強化し、関係機関・団体の協力・連携のもと、安心して生活できる環境整備を地域福祉の仕組みにおいても推進していく必要があります。

このようなことを踏まえ、2024年度から2028年度を期間とする新たな「大町町地域福祉計画」を策定しました。前期計画の取り組みを更に推進し、今後も引き続き地域と連携を図りながら、互いに支え合う関係づくりを進め、支援を必要とする人に対する切れ目のない支援の体制づくりに取り組んでまいりたいと考えています。

結びに、計画の策定にあたり、貴重な御意見や御提案をいただきました。大町町地域福祉計画策定委員会の皆様をはじめ、アンケート調査等に御協力をいただきました町民の皆様に、心から感謝申し上げます。

令和6年3月

大町町長 水川一哉

もくじ
— 目次 —

だい しょう けいかくさくてい
第1章 計画策定にあたって

1	けいかくさくてい はいけい もくてき 計画策定の背景・目的	1
2	ちいきふくし 地域福祉とは	2
3	けいかく いちづ 計画の位置付け	6
4	けいかく きかん 計画の期間	6
5	けいかく さくていたいせい 計画の策定体制	7
(1)	けいかくさくていいいんかい かいさい 計画策定委員会の開催	7
(2)	アンケート ちょうさ じっし アンケート調査の実施	7
(3)	パブリックコメント (いけん ぼしゅう) の実施 パブリックコメント(意見の募集)の実施	7
(4)	くに けん れんけい 国・県との連携	7

だい しょう ちいきふくし と ま じょうきょう
第2章 地域福祉を取り巻く状況

1	ちょう げんじょう 町の現状	8
(1)	じんこう せたい じょうきょう 人口・世帯の状況	8
(2)	こうれいしゃ じょうきょう 高齢者の状況	10
(3)	こ じょうきょう 子どもの状況	14
(4)	しょう しゃとう じょうきょう 障がい者等の状況	16

2	福祉活動の現状	18
(1)	ボランティア活動の状況	18
(2)	民生委員・児童委員の活動状況	19

第3章 基本理念と基本目標

1	基本理念	20
2	基本目標	21
3	施策の体系	25

第4章 施策の展開

基本目標 1	みんなで取り組む人づくり	27
(1)	地域福祉への理解・啓発活動の推進	27
(2)	地域福祉活動・ボランティア活動の活性化	30
(3)	地域福祉の担い手の育成・確保の推進	34
(4)	生きがいづくり、健康づくりの推進	35
基本目標 2	みんなで支え合う地域づくり	37
(1)	身近な地域での支え合いの促進	37
(2)	災害への対策の強化	40

(3)	あんしん・あんぜんちいき 安心・安全な地域づくりの推進	44
(4)	しゃかいふくしきょうぎかい 社会福祉協議会の活動の推進	48
基本目標3	みんなでももあ みんなで守り合うしくみづくり	50
(1)	そうだんしえんたいせい 相談支援体制の整備	50
(2)	じょうほうていきょうたいせい 情報提供体制の充実	54
(3)	けんりようごたいせい 権利擁護体制の整備	58

だい しょう けいかくすいしん 第5章 計画推進のために

1	きょうどう 協働による計画の推進	62
2	けいかく 計画の周知・普及	62
3	しゃかいふくしきょうぎかい 社会福祉協議会との連携	63
4	けいかく 計画の点検・見直し	64

しりょうへん 資料編

1	さくていいんかいせっちようこう 策定委員会設置要綱	65
2	おおまちちようちいきふくしけいかく 大町町地域福祉計画策定委員会委員名簿	67
3	さくていけい 策定経緯	68
4	ようごかいせつ 用語解説	69

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景・目的

少子高齢・人口減少が進む現代において、暮らしの中で生じている課題は「8050問題」やダブルケア、ヤングケアラーといった複数の分野にまたがる課題を複合的に抱えているケースが増えており、分野別に組み立てられた縦割りの制度では対応が難しいケースも顕在化してきています。また、単身世帯や高齢者世帯の増加や近隣とのつながりの希薄化により、家庭や地域の中での支援力も低下している様子がうかがえます。

こうした背景から、国は令和3年4月に社会福祉法を改正し、地域住民が抱える複合的な課題の対応策として、属性や世代を問わない、地域に合った一体的な支援体制の創設をサポートする方針を示しています。また、地域住民や社会福祉法人、NPOなど地域の多様な主体が「我が事」として、支え合いを推進する機運の醸成を求めています。

また、本町においては、令和元年8月の豪雨・令和3年8月の大雨により、土砂崩れや浸水などの甚大な被害を受けました。日本各地でも自然災害が多発しており、避難行動において配慮を要する方への実効性のある避難支援の仕組みづくり等が求められる中で、地域のコミュニティや支え合いの重要性が再認識されています。

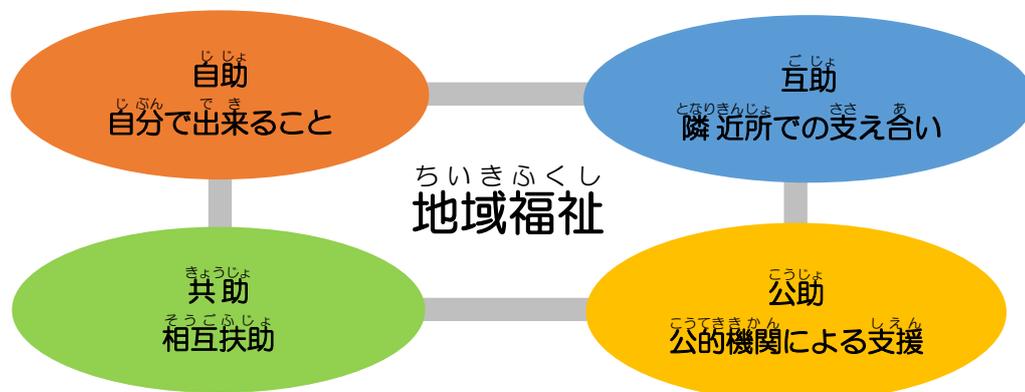
このたびの計画策定は、平成31年3月に策定した「大町町地域福祉計画」が令和5年度に計画終了となることから、近年の国・県の動向を踏まえて計画の見直しを行い、国の示す「地域共生社会」の実現を目指すことを目的とします。

2 地域福祉とは

これからのまちづくりは、子どもから高齢者、障がい者などすべての住民が
 住み慣れた地域の中で心豊かに安心して暮らせるような仕組み（地域共生
 社会の実現）を住民、地域、行政が手を携えてつくり、それを持続させていく
 ことが求められています。

そのためには、住民一人ひとりが自分自身や家族と協力し解決すること
 （自助）や、地域活動・地域福祉活動を行う人たちや地域の事業所等が連携し、
 それぞれの役割や特性を活かして活動をしていくこと（共助）の重要度が、ま
 すます高まっています。町は、公的な制度による福祉サービスの整備や、自助・
 共助を支援していくこと（公助）により、地域と協働しながら地域福祉活動を
 進めていきます。さらに、福祉に関する支援を必要としている人に対して、
 きめ細かい配慮・支援を行っていくためには、隣近所に住む人たちや友人など
 の身近な人間関係のなかでの支え合い・助け合い（互助）の力が欠かせません。

地域の人と人とのつながりを大切にし、お互いに助けたり助けられたりする
 関係や仕組みをつくっていくことで、さまざまな生活課題や地域の課題を地域
 に住んでいる住民や地域の多様な主体が「我が事」として捉え、課題を「丸ごと」
 解決し、地域全体をより良いものにしていくことが大切です。



地域共生社会の実現を目指して、国では関連法の改正が進められています。

令和3年4月の社会福祉法の改正では、地域住民が抱える複合的な課題の対応策として、属性や世代を問わない、地域に合った一体的な支援体制の創設を目指す方針が示されました。

●「社会福祉法の改正」（令和3年4月1日施行）

一部抜粋

（包括的な支援体制の整備）

第106条の3 市町村は、次条第2項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- (1) 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
 - (2) 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
 - (3) 生活困窮者自立支援法第3条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策
- 2 厚生労働大臣は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各号に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

(重層的支援体制整備事業)

第106条の4 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。

(1) 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

- イ 介護保険法第115条の45第2項第1号から第3号までに掲げる事業
- ロ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第3号に掲げる事業
- ハ 子ども・子育て支援法第59条第1号に掲げる事業
- ニ 生活困窮者自立支援法第3条第2項各号に掲げる事業

(2) 地域生活課題を抱える地域住民であつて、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業

(3) 地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生の防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

- イ 介護保険法第115条の45第1項第2号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの
- ロ 介護保険法第115条の45第2項第5号に掲げる事業
- ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第9号に掲げる事業
- ニ 子ども・子育て支援法第59条第9号に掲げる事業

- (4) 地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業
- (5) 複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業
- (6) 前号に掲げる事業による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、当該地域住民に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業

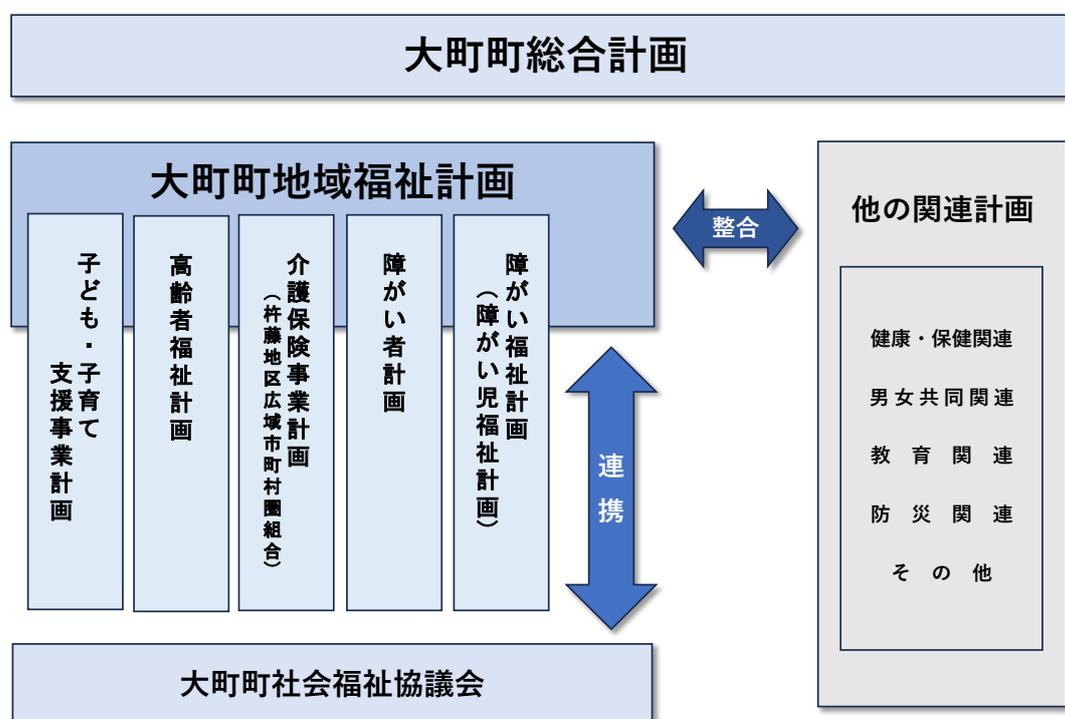
(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - (5) 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

3 計画の位置付け

「大町町地域福祉計画」は、「大町町総合計画」を上位計画とした計画であり、高齢者福祉、児童福祉・子育て支援、障がい福祉等、他の福祉分野における行政計画（子ども・子育て支援事業計画、高齢者福祉計画、介護保険事業計画、障がい者計画・障がい（児）福祉計画）との整合性・連携を図りながら、地域住民主体のまちづくりや幅広い地域住民の参加を基本として、住民の生活全般にわたる福祉向上を図ることを目標とします。



4 計画の期間

本計画の計画期間は、2024年度から2028年度までの5年間とします。

なお、経済、社会、地域の状況が大きく変化した場合には、計画期間途中においても、必要に応じて見直しを行うものとします。

5 計画の策定体制

(1) 計画策定委員会の開催

「学識経験者」、「民生委員児童委員」、「社会福祉事業に関する者」、「地域福祉活動に関する者」などから構成される「大町町地域福祉計画策定委員会」を4回にわたって開催し、計画の内容の検討を行いました。

(2) アンケート調査の実施

大町町に居住する18歳から84歳までの人の中から無作為に抽出した人を対象に、令和5年9月1日から令和5年9月19日迄の期間で、郵送によるアンケート調査を実施し、地域福祉についてのご意見を伺い、今後の福祉施策を展開するための基礎資料としました。

(3) パブリックコメント（意見の募集）の実施

大町町では、町政に関する基本的な事項を定める計画などの案に対し、住民が意見を提出できるようにすることで協働によるまちづくりの実現を図るため、パブリックコメント（意見の募集）を実施します。

本案をパブリックコメントの手続きにより公表し、令和6年1月9日から令和6年2月2日迄の期間で、意見の募集を実施しました。

(4) 国・県との連携

計画策定にあたっては、国や県の示す考え方や方向性などと適宜、整合性を確保しながら、策定を行いました。

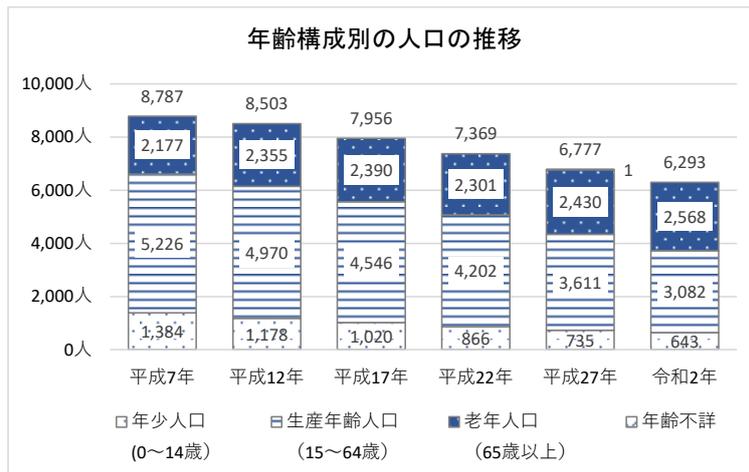
第2章 地域福祉を取り巻く状況

1 町の現状

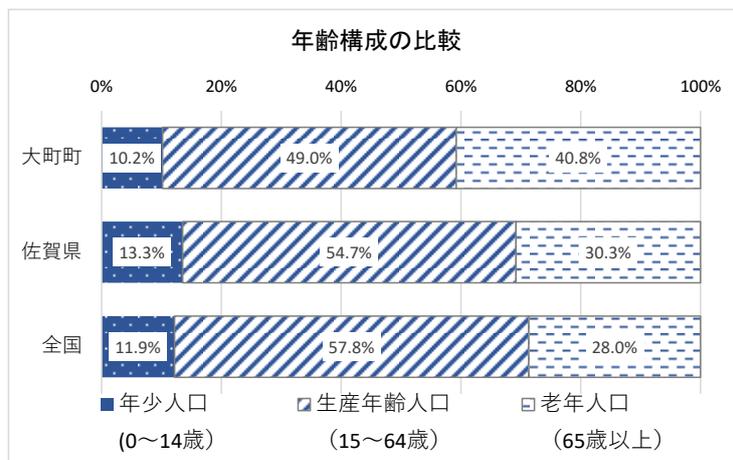
(1) 人口・世帯の状況

国勢調査による本町の総人口は一貫して減少傾向にあり、平成7年の8,787人から、令和2年では6,293人まで減少しています。

年齢構成を全国・佐賀県と比較すると、本町は0歳～14歳、15歳～64歳の構成比率が低い一方、65歳以上の割合（高齢化率）が国・県よりも高く、令和2年では40.8%となっています。



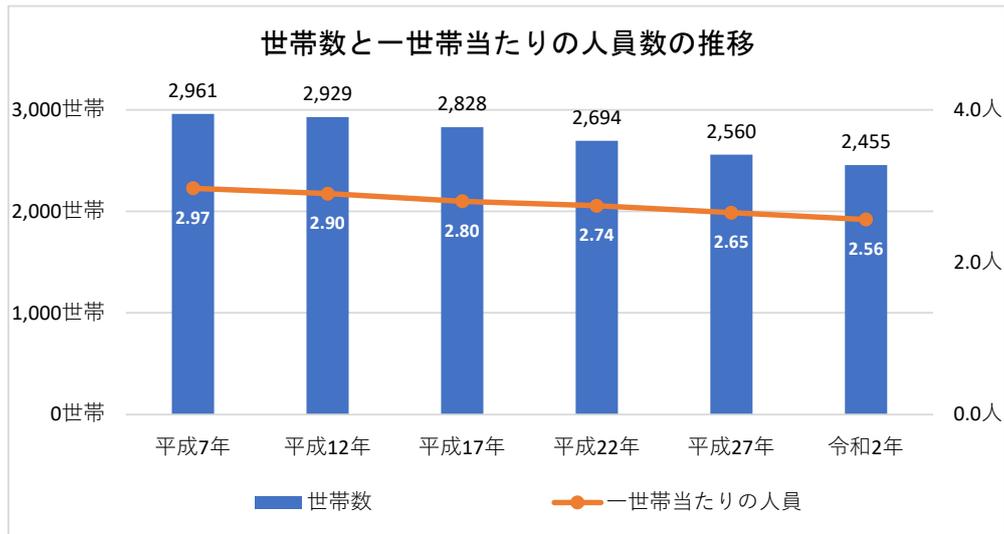
資料：国勢調査



資料：令和2年国勢調査

本町の世帯数は一貫して減少傾向にあり、平成7年の2,961世帯から、令和2年では2,455世帯まで減少しています。

また、1世帯あたり人員数は、平成7年の2.97人から、令和2年では2.56人となっており、世帯の小規模化の進行がさらに進んでいる状況です。

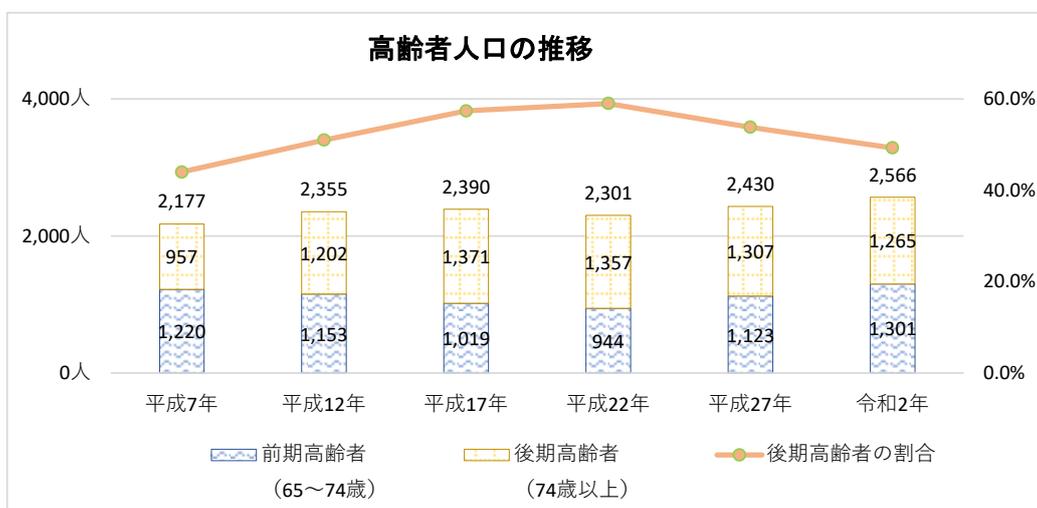


資料：国勢調査

(2) 高齢者の状況

本町の高齢者人口は増加傾向で推移しており、平成7年の2,177人から、令和2年には2,566人となっています。

また、高齢者に占める後期高齢者（75歳以上）の割合は、平成22年まで上昇が続いていましたが、平成27年以降は低下しています。

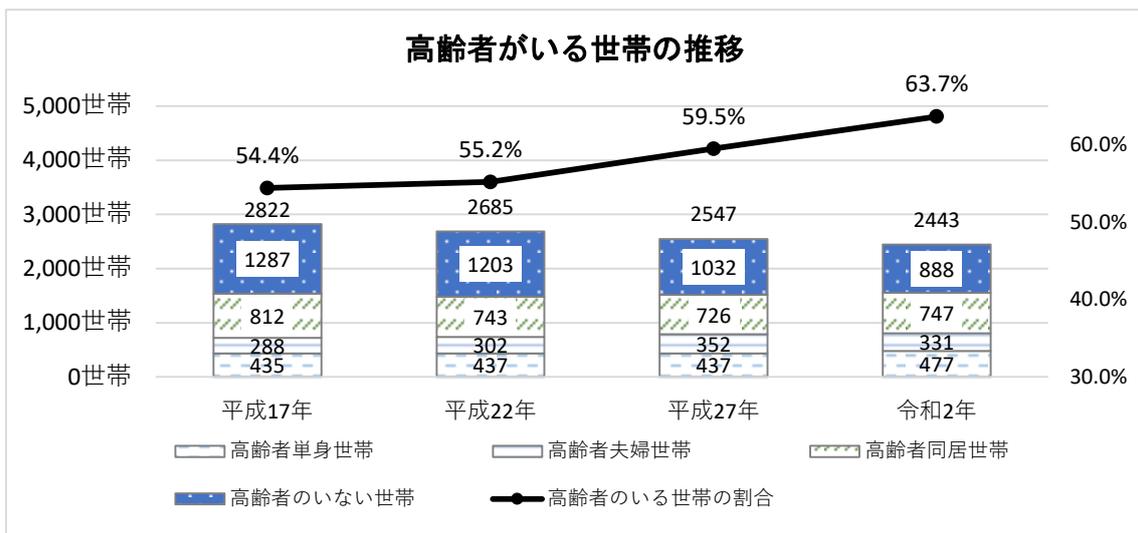


資料：国勢調査

本町の一般世帯数（施設等の世帯を除いた世帯数）は、総世帯数と同様に一貫して減少傾向にあり、平成17年の2,822世帯から、令和2年では2,443世帯まで減少しています。

また、一般世帯数に占める高齢者がいる世帯の割合は、令和2年では63.7%となっており、特に近年、大きく上昇しています。

さらに世帯構成の内訳は、増加傾向で推移していた「高齢者夫婦世帯」が令和2年ではやや減少した一方で、減少傾向で推移していた「高齢者同居世帯」や、横ばいに推移していた「高齢者単身世帯」が令和2年では増加しています。



資料：国勢調査

「高齢者夫婦世帯」の年齢の状況をみると、令和2年では、331世帯のうち夫婦ともに75歳以上の世帯が106世帯となっており、「高齢者夫婦世帯」全体の32.0%を占めています。

高齢者夫婦世帯の年齢の状況

単位：世帯

		妻の年齢					
		60~64歳	65~69歳	70~74歳	75~79歳	80~84歳	85歳以上
夫の年齢	65~69歳	30	48	8	0	2	0
	70~74歳	6	55	64	4	2	0
	75~79歳	-	4	32	21	3	1
	80~84歳	-	0	6	16	21	2
	85歳以上	-	-	0	6	21	15



※夫婦ともに75歳以上の世帯 106世帯

資料：令和2年国勢調査

また、「高齢者単身世帯」の年齢の状況をみると、令和2年では、477世帯のうち75歳以上の世帯が225世帯となっており、「高齢者単身世帯」全体の47.2%を占めています。また、性別でみると、女性の高齢者単身世帯が289世帯となっており、男性の高齢者単身世帯を大きく上回っています。

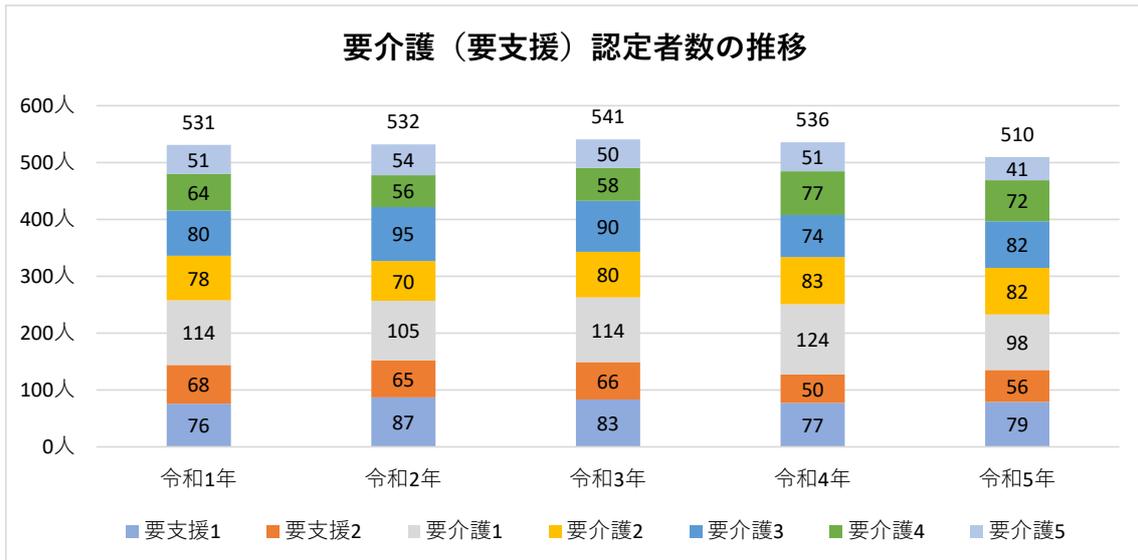
高齢者単身世帯の年齢の状況

単位：世帯

	65~69歳	70~74歳	75~79歳	80~84歳	85歳以上	計
高齢者単身世帯	136	116	88	60	77	477
男性	74	56	25	20	13	188
女性	62	60	63	40	64	289
構成比	52.8%(65~74歳)		47.2% (75歳以上)			100.0%

資料：令和2年国勢調査

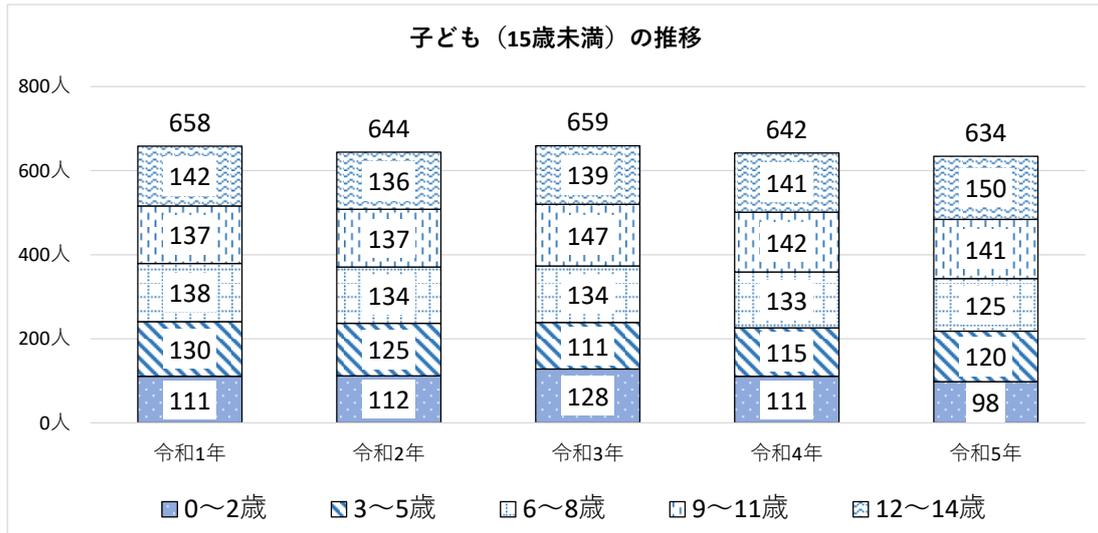
介護保険制度における、本町の要介護(要支援)認定者数(第1号被保険者)は、令和5年度では510人となっており、年度ごとに増減はあるものの、近年は減少の傾向がみられています。



資料：杵藤地区広域市町村圏組合 各年9月末日現在

(3) 子どもの状況

本町の15歳未満の子どもの人数は、令和5年では634人となっており、近年では令和3年を除いて、毎年減少しています。

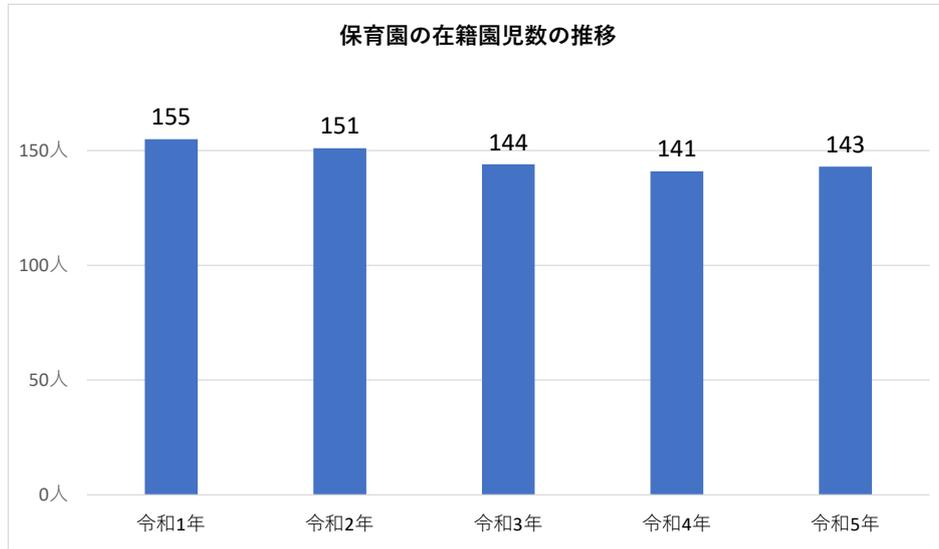


単位：人

		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和1年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
0～2歳	0歳	51	38	33	45	31	36	41	42	29	31
	1歳	36	55	43	37	45	29	38	46	37	32
	2歳	41	34	55	45	36	46	33	40	45	35
	計	128	127	131	127	112	111	112	128	111	98
3～5歳	3歳	49	46	38	54	43	37	45	31	41	46
	4歳	46	50	47	40	53	45	35	44	30	44
	5歳	39	47	51	43	40	48	45	36	44	30
	計	134	143	136	137	136	130	125	111	115	120
6～8歳	6歳	47	38	48	52	48	42	49	42	36	45
	7歳	48	50	40	46	51	45	40	51	44	36
	8歳	38	50	50	40	48	51	45	41	53	44
	計	133	138	138	138	147	138	134	134	133	125
9～11歳	9歳	49	39	51	49	40	48	51	46	41	54
	10歳	71	51	39	51	50	40	48	52	45	41
	11歳	52	72	52	39	51	49	38	49	56	46
	計	172	162	142	139	141	137	137	147	142	141
12～14歳	12歳	62	53	72	52	39	51	49	38	52	58
	13歳	63	61	52	69	52	38	50	52	37	53
	14歳	69	63	59	52	68	53	37	49	52	39
	計	194	177	183	173	159	142	136	139	141	150
合計		761	747	730	714	695	658	644	659	642	634

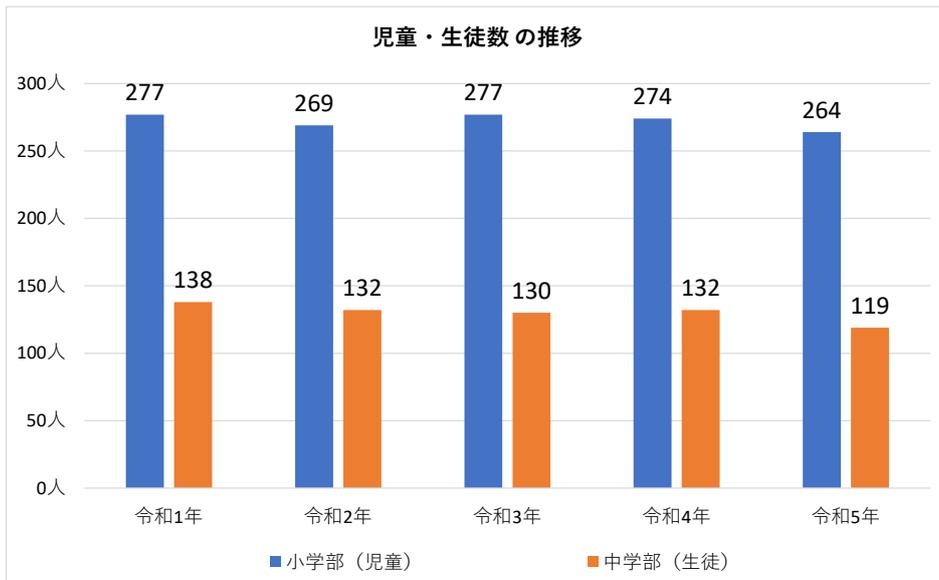
資料：住民基本台帳 各年9月末日現在

また、町内の保育園の在籍園児数は、令和5年では143人となっており、減少から横ばいの傾向で推移しています。



資料：保育園 各年4月1日現在

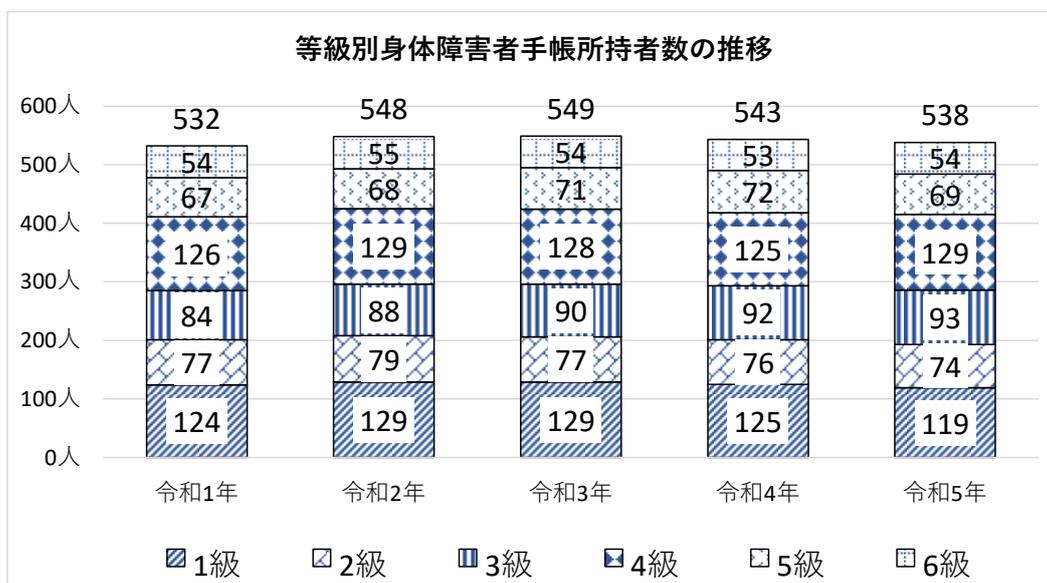
さらに、ひじり学園小学部児童数は令和5年では264人、中学部生徒数は令和5年では119人となっており、どちらも近年は横ばい傾向で推移してきましたが、令和5年で減少しています。



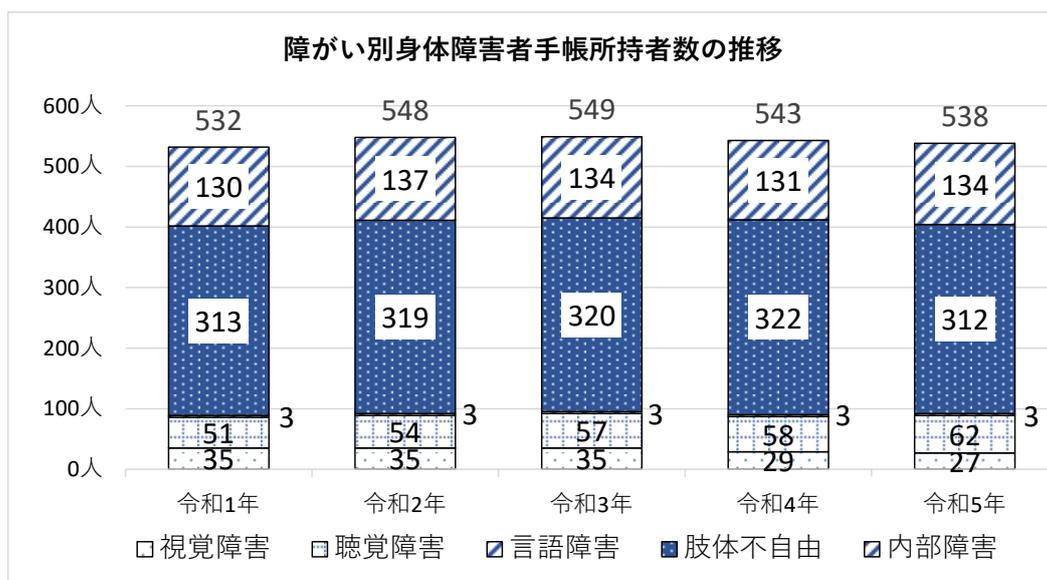
資料：学校基本調査 各年5月1日現在

(4) 障がい者等の状況

本町の身体障害者手帳所持者数は、令和5年では538人となっており、近年は横ばいに近い推移となっています。また、障がい別にみると、肢体不自由が令和5年では312人で最も多くなっています。

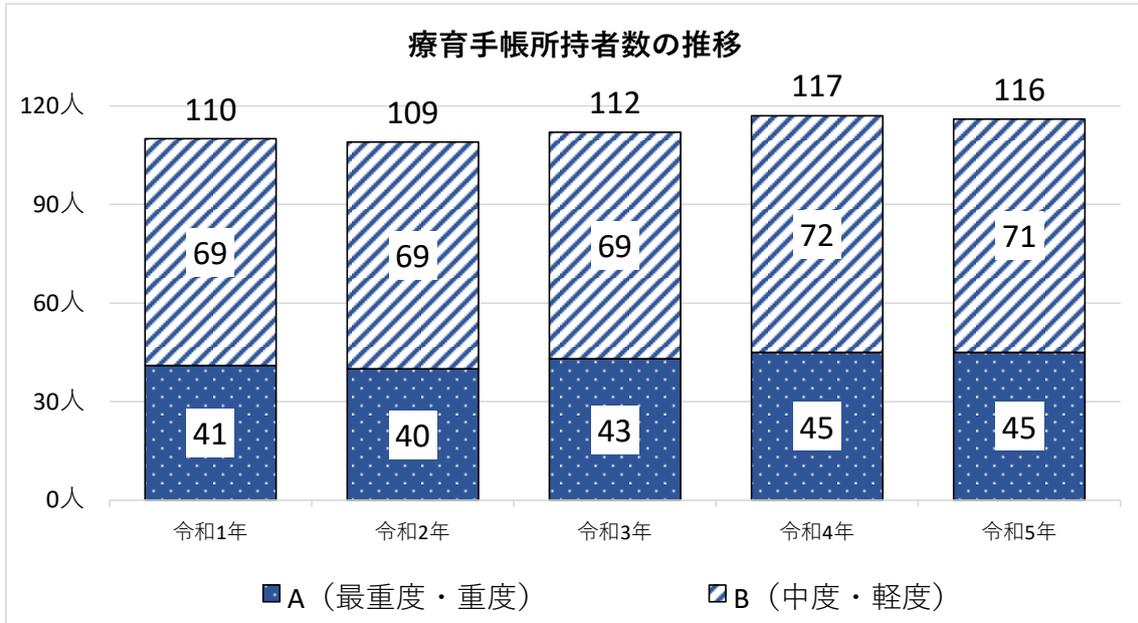


資料：福祉課 各年4月1日現在



資料：福祉課 各年4月1日現在

また、療育手帳所持者数は、令和5年では116人となっており、近年は横ばいからやや増加の傾向で推移しています。



資料：福祉課 各年4月1日現在

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和5年では52人となっており、近年は横ばいに推移していましたが、令和5年で増加しています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移 単位：人

	令和1年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
手帳所持者数	34	32	38	38	52

資料：福祉課 各年4月1日現在

自立支援医療（精神通院医療）受給者数は、令和5年では104人となっており、近年は令和3年を除いて横ばいに推移しています。

自立支援医療受給者数の推移 単位：人

	令和1年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
自立支援医療受給者数	104	108	75	106	104

資料：福祉課 各年4月1日現在

2 福祉活動の現状

(1) ボランティア活動の状況

本町のボランティアの登録者（団体）数は、令和5年では12団体となっており、近年は増減なく推移しています。

ボランティア登録者数の推移

	令和1年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
登録者（団体）数	12	12	12	12	12
団体	12	12	12	12	12
個人	0	0	0	0	0

資料：福祉課 各年12月1日現在

登録ボランティア団体等（令和4年度）

No	グループ名	活動内容
1	大町町食生活改善推進協議会	給食、指導調理他
2	大町町婦人会	給食、高齢者訪問、清掃作業他
3	さつき会	愛の声かけ運動、高齢者の世話他
4	大町町民生委員・児童委員協議会	高齢者実態調査ニーズ把握他
5	手芸グループ	手作り手芸、助けあい運動
6	紙ふうせん	読書ボランティア、おはなし会等
7	ベンジャーズ	施設訪問他
8	お茶を楽しむ会	施設訪問他
9	琴好会	施設訪問他
10	杵島炭鉱変電所跡活用推進会	町おこし
11	折り紙サークル	更生保護ボランティア
12	特定非営利活動法人ふれあい	募金活動

(2) 民生委員・児童委員の活動状況

本町の民生委員・児童委員の令和4年度の活動状況は以下のとおりとなっており、住民の多様なニーズに対応した相談等を継続して行っています。

民生委員・児童委員の活動状況（令和4年度）

		民生委員・児童委員	主任児童委員
相談・支援件数	在宅福祉	327	
	介護保険	22	
	健康・保健医療	49	
	子育て・母子保健	10	
	子どもの地域生活	103	
	子どもの教育・学校生活	18	
	生活費	22	
	年金・保険	5	
	仕事	3	
	家族関係	34	
	住居	30	
	生活環境	65	
	日常的な支援	487	
	その他	429	
	合計	1,604	
その他活動件数	調査・実態把握	203	
	行事・事業・会議への参加・協力	451	49
	地域福祉活動・自主活動	877	224
	民児協運営・研修	402	25
	証明事務	126	
	要保護児童の発見の通告・仲介	25	
	合計	2,084	298
訪問回数	訪問・連絡活動	5,173	2
	その他	6,300	2
連絡回数	委員相互	706	4
	その他の関係機関	993	11
	活動日数	4,661	286

第3章 基本理念と基本目標

1 基本理念

基本理念とは、本計画を推進する上で基軸となるものであり、本計画における全ての施策は基本理念の実現に向けた取り組みとなります。

地域で生活課題を抱えた人たちを支援するためには、法律等の制度に基づいて行政が中心となって行う公的なサービスだけでなく、近隣や地域社会が主体で行う柔軟なサービスが必要となってきます。

本町に住む住民一人ひとりが地域福祉の担い手であるという意識を持ちながら、行政、地域住民、自治会、ボランティアや福祉サービス提供者などが協働して地域福祉を推進し、年齢や障がいの有無などに関係なく、安心・安全に暮らすことのできる「まち」をみんなで築くことを目指し、本計画の基本理念を『みんなで築く やさしさあふれる 絆のまち 大町』として、実現に向けた取り組みを推進します。

おおまちちょう ちいきふくしけいかく
大町町地域福祉計画 (2024年度～2028年度)

基本理念

みんなで築く
やさしさあふれる 絆のまち 大町

2 基本目標

基本理念である「みんなで築く やさしさあふれる 絆のまち 大町」の実現に向け、計画期間の5年間で実現すべきこととして、次の3項目を「大町町地域福祉計画における基本目標」として、総合的に推進します。

基本目標 1

みんなで取り組む人づくり

町の広報誌やホームページ等を通じた地域福祉への理解の向上や意識の高揚に向けた啓発を引き続き行っていくとともに、住民一人ひとりが地域福祉の担い手であるという意識の醸成につながる取り組みをあらゆる機会を通じて推進します。

また、大町町社会福祉協議会においても、「社協だより」等を通じた地域行事やボランティア活動などの広報に加え、福祉活動の担い手の育成・確保にも取り組み、地域における住民の自主的なボランティア活動の活性化につながる支援を推進します。

さらに、「健康寿命の延伸」にむけて、地域の住民ひとりひとりが健康に関心を持ち、介護予防の視点をもって生活していくことや、「こころの健康づくり」についても取り組みをすすめるとともに、趣味などの生きがい活動を、ニーズに応じて積極的に行うことができる環境づくりを推進し、みんなが健康で、生きがいを持った生活を送ることができるよう支援します。

基本目標2

みんなで支え合う地域づくり

住み慣れた地域で安心して安全に暮らせるよう、身近な地域での住民同士
の支え合いの促進を図ります。そのために、地域の団体や民生委員・児童
委員等との連携を図り、地域での適切な支援とその情報が町や関係機関に
届く体制づくりを推進します。

また、近年本町においても大きな被害に見舞われた自然災害への対策を
一層強化するため、災害時に支援が必要な人の把握、支援体制の整備等を
継続して推進し、緊急事態に備えていきます。

さらに、住まいの確保や移動手段の支援、防犯活動や再犯防止に向けた取
組み等の推進を図り、みんなが暮らしやすい地域づくりを進めます。

加えて、地域福祉活動の中心的組織である大町町社会福祉協議会の
活動の促進・充実を図り、みんなで支え合う地域づくりを進めます。

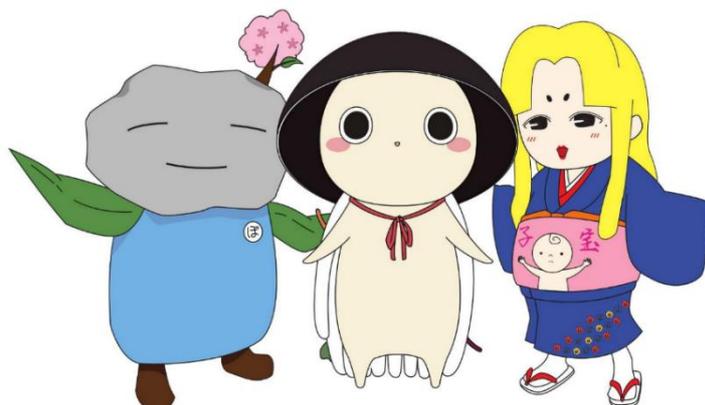
基本目標3

みんなで守り合うしくみづくり

地域住民からの相談支援体制の強化に引き続き取り組みます。関係機関や地域の民生委員・児童委員との情報交換などの連携を強化し、多様化・複雑化する相談内容に対応できる体制を整備していきます。

また、福祉に関わる制度やサービスなどの情報が、必要な人にきちんと届けられるよう、従来の周知・広報に加えて、各種SNSの活用など、住民の多様なニーズに対応できる情報提供体制の充実を図ります。

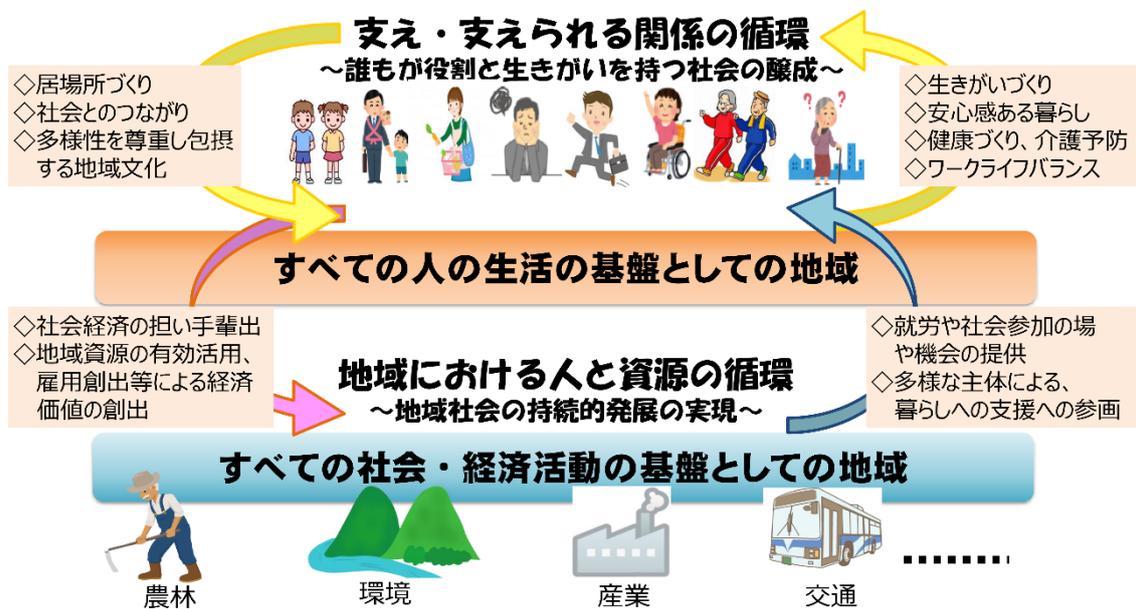
さらに、高齢者や子どもの虐待防止、権利擁護、成年後見制度の周知と利用促進などに取り組み、安心・安全な地域づくりを推進します。



目指す姿 地域共生社会の実現

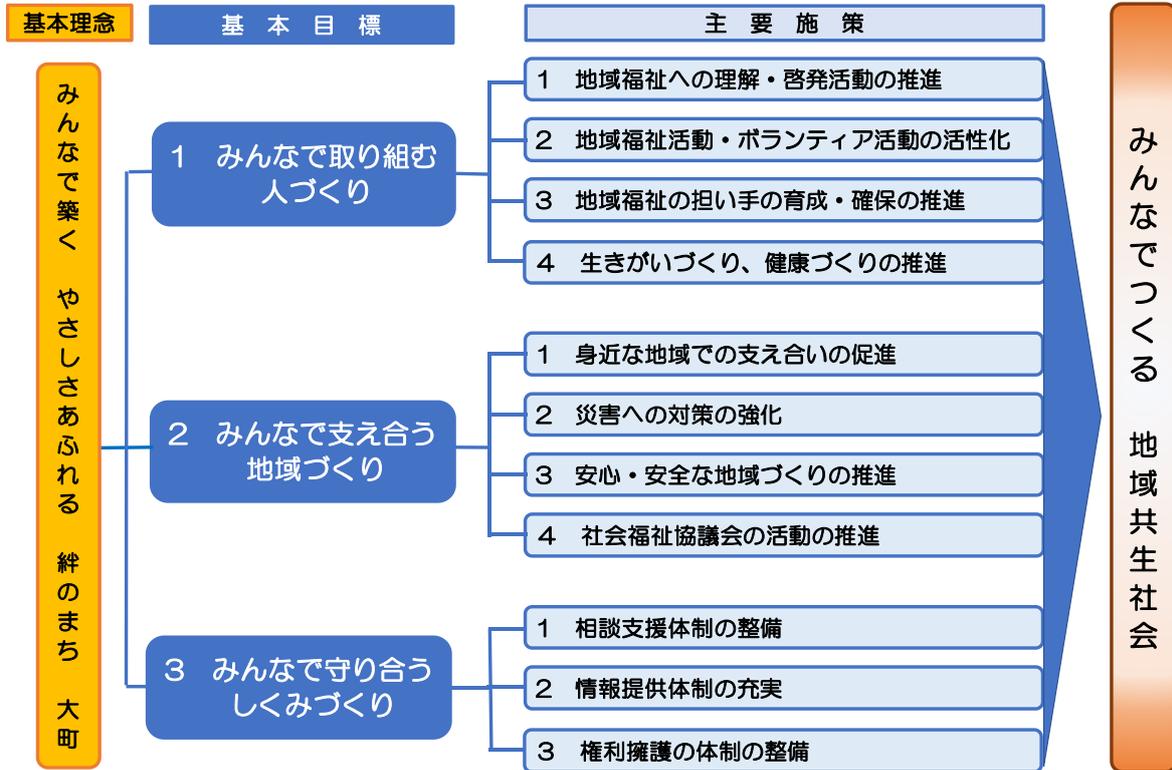
「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。

地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現を目指します。



※厚生労働省資料より

3 施策の体系



第4章 施策の展開

SDGs の視点を踏まえた計画の推進

SDGs は、「Sustainable Development Goals」(持続可能な開発目標)の略であり、2015年9月の国連サミットで2030年までの長期的な開発の指針として採択された国際社会共通の目標です。

SDGs では、「地球上の誰ひとりとして取り残さない」を基本理念に、経済・社会・環境の諸課題を総合的に解決し、持続可能な世界を実現するために、17の目標と169のターゲットが掲げられています。

SDGs の17の目標に示される多様な項目の追及が、地域における諸課題の解決に貢献し、地方創生を推進するものであることから、本町においても本計画に掲げる各施策・事業を推進するにあたっては、SDGsを意識し、持続可能な地域づくりを目指します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

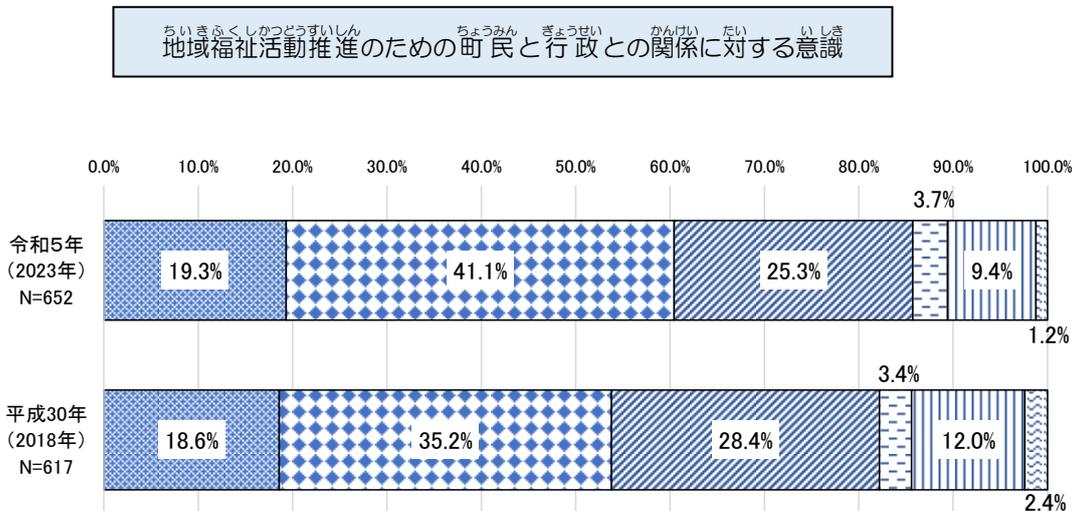


基本目標1 みんなで取り組む人づくり

(1) 地域福祉への理解・啓発活動の推進



【令和5年度町民アンケート調査より】



- 家庭や地域をはじめ町民同士で助け合い、手の届かない部分は行政が援助すべきである
- 福祉サービスの充実のために、町民も行政も協力し合い、協働して取り組むべきである
- 行政が担当すべきだが、手の届かない部分は町民が協力すべきである
- 福祉サービスは行政が担当すべきで、町民はあまり協力することはない
- わからない
- 無回答

【現状と課題】

本町では、「広報おおまち」やホームページ等を通じて地域福祉への理解の向上や意識の高揚に向けた啓発を行うとともに、ひじり学園小学部児童を対象とした認知症に対する教育活動など学校教育での福祉教育の推進に取り組んでいます。また、さまざまな体験活動やボランティア活動を通して、福祉活動への理解と参加も促進しています。

おおまちちょうしゃかいふくしきょうぎかい
大町町社会福祉協議会においても、「社協だより」をはじめ、パンフレット等による啓発とともに、「おおまち福祉のつどい」等のイベントなどに取り組んでいます。

ちょうみん
町民へのアンケート調査では、地域福祉活動のための町民と行政との関係に対する意識として、「町民も行政も協力し合い、協働して取り組むべきである」という回答が多く得られている一方で、「行政が担当すべき」と考える人もいます。

こんご
今後も、地域福祉に関する理解の向上や意識の高揚に向けた啓発活動を更に推進していくとともに、地域の課題をその地域に住んでいる住民や、地域の多様な主体が「自分の課題」として捉え、主体的に課題の解決に向けた取り組みが行われるよう支援していくことが必要です。

【今後の取り組み】

① 啓発活動の充実

じゅうみんひとり
住民一人ひとりの福祉に対する理解と参加を促進するため、「広報おおまち」やホームページなど多様な媒体を通じた啓発活動を更に充実します。

② 福祉教育の推進

しゃかいふくし かつどう
社会福祉や活動への関心を高めるため、児童・生徒を対象にボランティア活動に関する教育を実施します。また、しょうがくぶ たいしょう
小学部を対象とした認知症についての理解を深める教育活動に継続して取り組めます。

③ 障がい者理解の推進

障がいや障がいのある人に対する町民の理解を深め、障がいのある人が地域において安心して生活できるよう、広報誌や町のホームページ等を通じて、障がい者に対する正しい知識の普及と理解を深める啓発活動や教育の充実を図ります。

④ 認知症の理解の推進

幅広い世代に対して、認知症に関する正しい知識の普及啓発と理解促進を図り、認知症になっても尊厳が保たれ、自分らしく暮らし続けられる地域づくりを推進します。

⑤ 男女共同参画の推進

家事・子育て・介護などにおける固定的性別役割分担意識の解消のため、広報誌や町のホームページ等を活用し、啓発活動に取り組みます。

⑥ ジェンダー平等の推進

性別等にかかわらず、誰もが個性と能力を発揮して活躍できる社会を形成するため、LGBTQに対する理解と必要性に関する意識啓発を推進します。



広報おおまち（令和3年2月号）

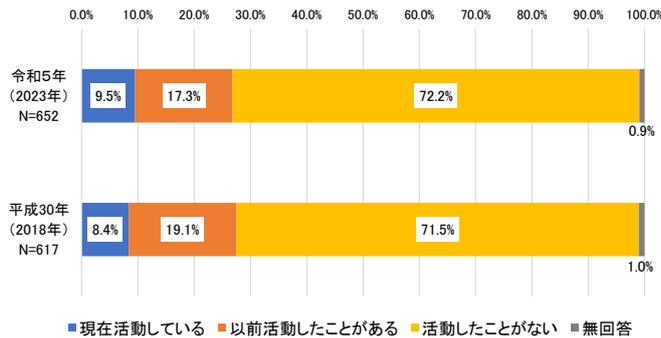
「ヘルプマーク・ヘルプカード」の普及に向けた特集より

(2) 地域福祉活動・ボランティア活動の活性化

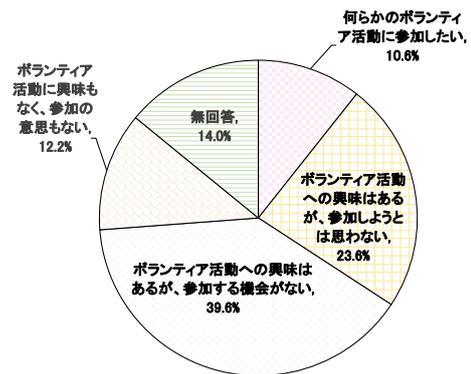


【令和5年度町民アンケート調査より】

ボランティア活動の経験

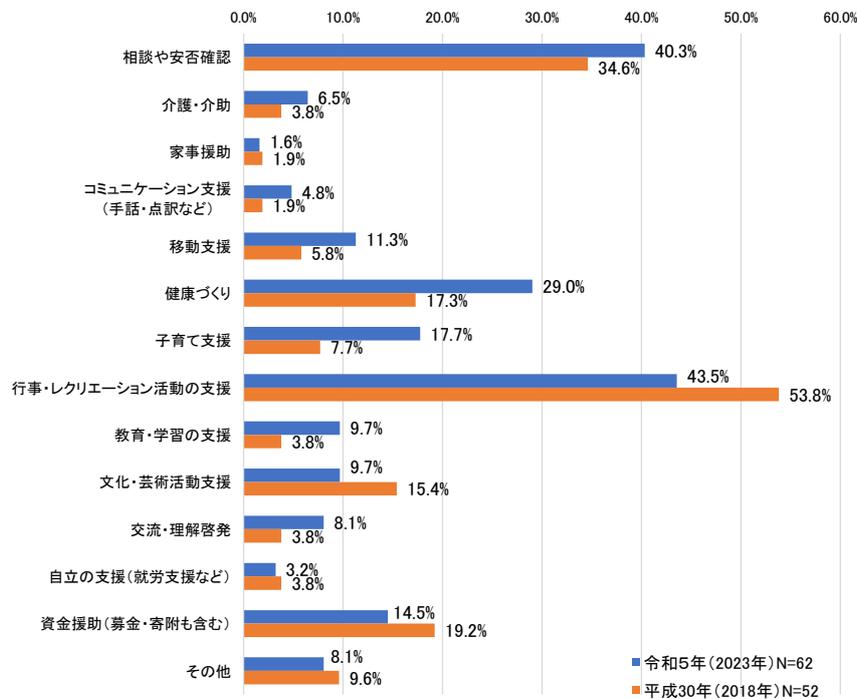


ボランティア活動への興味・参加意向

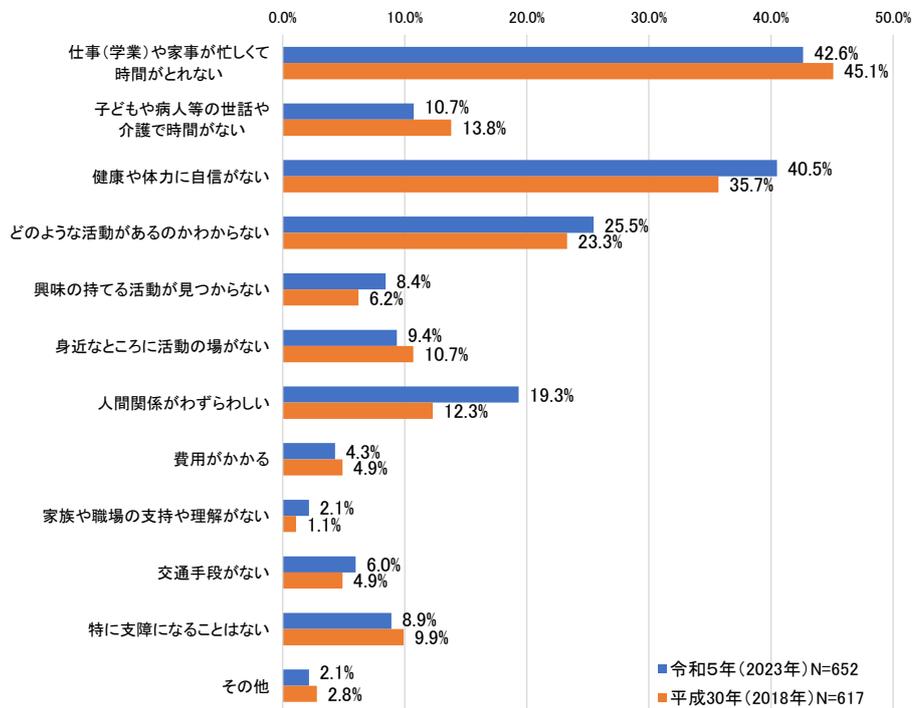


N=584

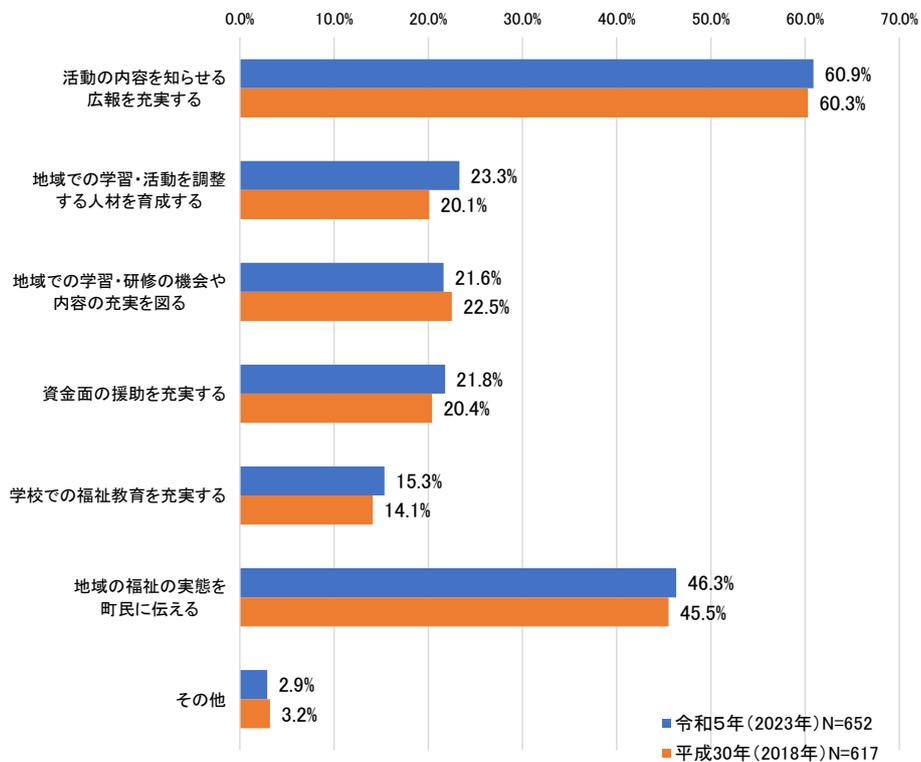
活動しているボランティアの内容



ボランティア活動参加の支障になること



ボランティア活動を広げるために必要と思うこと



【現状と課題】

本町では、児童や高齢者、障がい者などに関係する多くのボランティア団体が活動しており、地域福祉を支える重要な役割を担っています。しかし、活動を支える人材の不足や、活動のための場所や資金の確保などの課題に加えて、新型コロナウイルスの感染拡大により、地域の行事やレクリエーションが中止になるなど、地域での福祉活動にも影響が見られています。

町民へのアンケート調査では、福祉ボランティア活動などについて、「現在活動している」は前回調査からやや増加したものの、1割に満たない割合となっており、「以前活動したことがある」を含めても3割以下と低い割合となっています。一方で、現在活動をしていない人のうち、7割以上の人からは、「何らかの活動に参加したい」、または「活動への興味はある」という参加意向や活動に対する興味を示しています。また、福祉ボランティア活動参加の支障になることについては、「仕事（学業）や家事が忙しくて時間がとれない」が最も多く、次いで「健康や体力に自信がない」、「どのような活動があるのかわからない」の順となっているほか、福祉ボランティア活動の輪を広げるために必要なことについては、「活動の内容を知らせる広報を充実する」が最も多く、次いで「地域の福祉の実態を町民に伝える」となっています。

今後は、地域福祉活動・ボランティア活動を担う団体や関係機関とこれまで以上に連携を図るとともに、町民の中で福祉ボランティア活動に関心がない人、関心があってもさまざまな理由で参加していない人、いずれに向けてもボランティア意識の醸成と活動への参加が促進されるような啓発活動を推進し、地域福祉活動の活性化を図る必要があります。

【今後の取り組み】

① 活動団体等との連携の推進

地域福祉活動を行うボランティア団体等との連携を図り、地域の状況等
 についての情報共有や活動の場の提供、活動内容・場所・日時等の工夫や
 見直しに関する支援などを行い、活動への参加者の増加及び活動の活性化を
 図ります。

また、地域から新たな活動が生まれるよう、さまざまな機会を通じて、地域の
 住民や団体等に必要な助言や各種情報の提供を行います。

② 社会福祉協議会との連携の強化

福祉ボランティア活動推進の中核となる社会福祉協議会との連携を更に
 強化し、補助金等の費用面に限らず、地域の活動の活性化につながるあらゆる
 支援を継続して行います。

③ 活動に関する広報活動の充実

いつ、どこで、どのような活動が行われているのか、町民によりわかりや
 すい広報活動の工夫を図り、活動への参加者の増加につながるよう努めます。
 また、ボランティア活動に興味や参加の意向がない人でも関心を持ってもら
 えるような広報の内容・方法についても検討していきます。

(3) 地域福祉の担い手の育成・確保の推進



【現状と課題】

地域福祉を支えるボランティア団体の抱える大きな課題として、担い手の不足や高齢化があります。近年は定年を迎えた後も仕事を続けている人も多く、地域の活動に時間が取れないなどの理由から、新たな人材の確保が難しい状況がみられています。

今後も、福祉人材の確保・育成をあらゆる視点から進めていく必要があります。

【今後の取り組み】

① 世代ごとの福祉人材の育成・確保の推進

若年層、勤労者層、高齢者など、それぞれの世代にあわせた福祉人材の育成・確保に取り組みます。ひじり学園児童・生徒を対象とした福祉教育（P28参照）体験学習、ボランティア交流などを通じたボランティアの育成、町内の企業・団体等へのアプローチ、団塊の世代をはじめとする高齢者が活動に参加しやすい環境づくりなどについて、地域との連携を図りながら具体的な取り組みを検討し、推進していきます。

② ボランティア・サポーター育成のための講座等の受講の促進

認知症サポーター養成講座や、ゲートキーパー養成研修など、地域福祉の担い手となる人材を育成するための講座や研修の開催情報を周知する活動に努め、受講者の増加を図ります。

(4) 生きがいつくり、健康づくりの推進



【現状と課題】

今後ますます進行する高齢社会の中で、高齢者が地域の中で最大限に力を発揮するために、生きがいつくりと社会参加を促進することが重要です。

また、「健康寿命の延伸」に向けて、地域住民ひとりひとりが健康に関心を持ち、介護予防の視点をもって生活していくことも重要になります。

さらに、社会的な問題にもなっている自殺に対する対策として、「こころの健康づくり」の推進も求められています。

本町では、令和5年に自宅で取り組める介護予防体操の番組（「おおまち健康体操」）を制作し、ケーブルテレビや町の公式YouTubeチャンネルで視聴ができるほか、町内の団体等に対してDVD配布も行っています。



たろちゃん

【今後の取り組み】

① 高齢者の社会参加の促進

老人クラブ活動やサークル活動など、地域における高齢者の交流活動の活性化を図るとともに、高齢者にとって住み慣れた地域社会の中で、充実した豊かな生活が送れるよう、学習活動やスポーツ、趣味などの生きがい活動を、ニーズに応じて積極的にを行うことができる環境づくりを推進します。

② 介護予防の普及啓発の推進

元気なうちから介護予防に取り組むことの重要性についての普及啓発に努め、町民の「健康寿命の延伸」に取り組めます。

③ 生活習慣病予防と重症化予防に向けた健康管理の推進

健診（検診）体制の整備や事後指導、未受診者対策を充実するとともに、健康教育、イベント、広報等を通じて、各種健診（検診）の目的・重要性等についての周知を図ります。

④ こころの健康づくりの推進

自殺予防に関する正しい知識の普及啓発に努めるとともに、民生委員・児童委員など地域の身近な支援者へのゲートキーパー養成研修の受講の促進や、こころの相談の実施、専門医療機関や相談先の周知などに取り組み、早期に必要な支援につなぐ仕組みづくりを推進します。

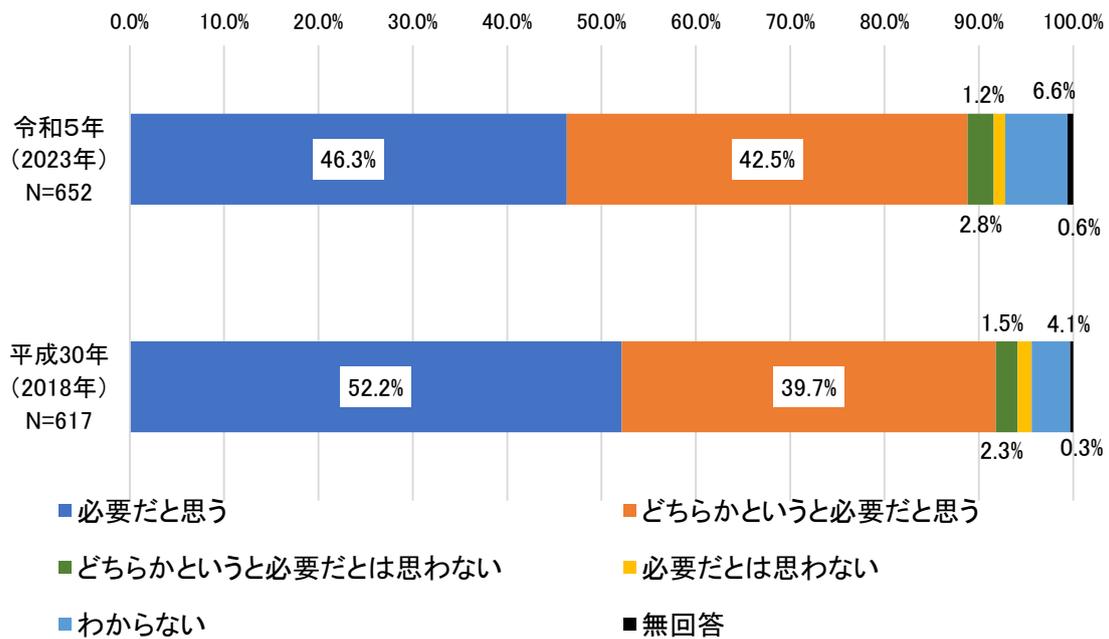
基本目標2 みんなで支え合う地域づくり

(1) 身近な地域での支え合いの促進

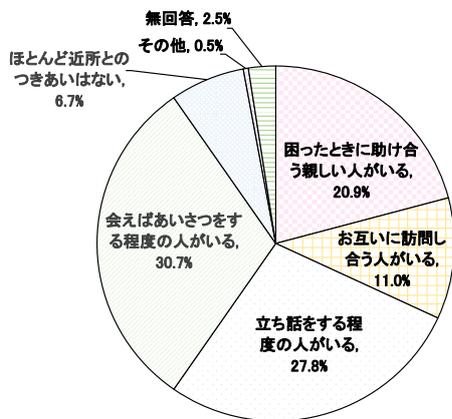


【令和5年度町民アンケート調査より】

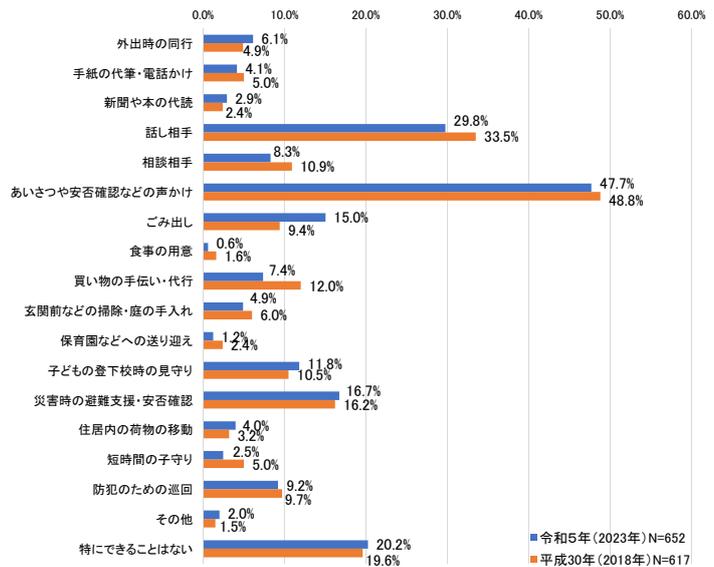
地域住民の支え合い関係の必要性に対する意識



近所との関係



近所の世帯に対して支援や協力できること



【現状と課題】

住み慣れた地域で暮らしていくうえでは、法律上に規定された制度や事業だけでは対応できない、さまざまな課題が生じることがあります。身近な地域での助け合い・支え合いは、そうした課題を解決するとともに、コミュニティの力を強め、暮らしやすい地域づくりにつながります。

町民へのアンケート調査では、地域住民の支え合い関係の必要性について、「必要だと思う」が最も多くなっており、「どちらかというとな必要だと思う」を含めると、9割近い割合となっています。一方で、「必要だと思う」は前回調査からはやや減少が見られるほか、「困ったときに助け合う」、「お互いに訪問しあう」ような人が近所にいる人の割合は3割ほどとなっています。

本町では、平成30年度より、「地域の絆づくり支援事業」が開始され、社会奉仕活動、教養講座開催活動、健康増進活動など高齢者の安全確保や絆づくりにつながる活動に対する費用補助を行っています。

また、令和5年現在、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を3名配置し、生活支援協議体での定期的な会議の開催などにより、地域で高齢者を支え合う体制づくりや、「縁ジョイ大町クラブ」など、住民主体の新たなサービスの構築に取り組んでいます。

【今後の取り組み】

① 関係団体やボランティアとの連携の推進

身近な地域での支え合いの重要な役割を担う地区の団体、民生委員・児童委員等との連携を図り、地域での適切な支援とその情報が町や関係機関に届く体制づくりを推進します。

② 生活支援体制整備事業の推進

今後も生活支援コーディネーターを中心に関係機関と連携を図りながら、地域のニーズの把握から、既存の地域資源及び介護予防・生活支援サービスを活用して、高齢者が安心して日常生活が継続できるような体制を整備していきます。

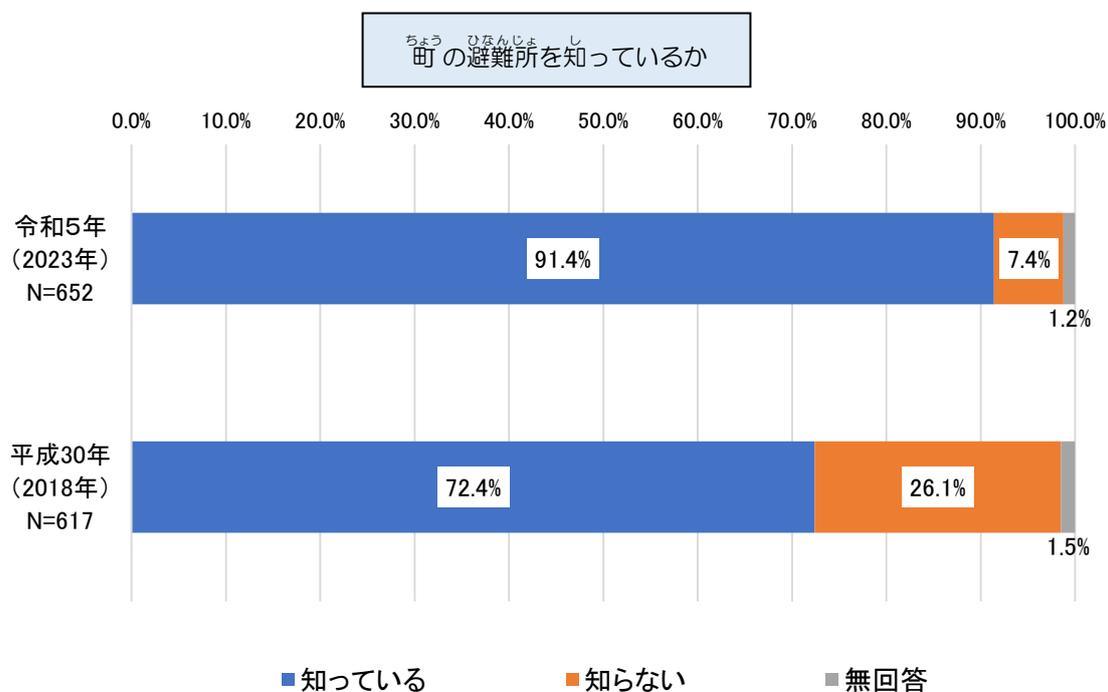
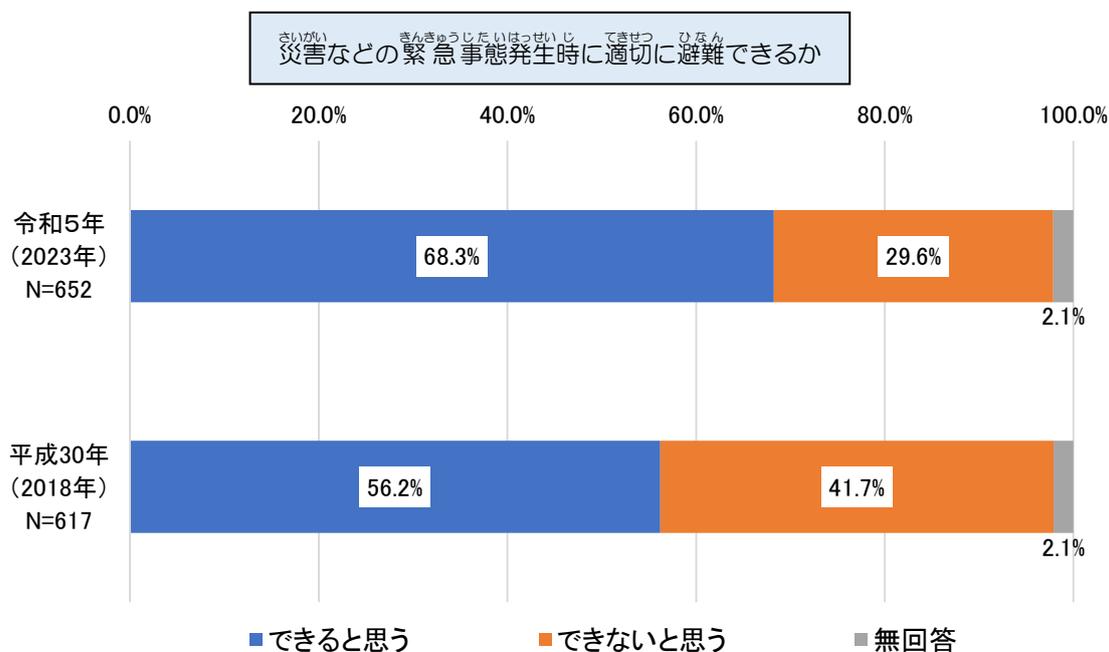
③ 学校と地域との連携の支援

子どもを犯罪や危険から守る体制を強化するため、学校と地域との連携が円滑に行われるための支援を必要に応じて行います。

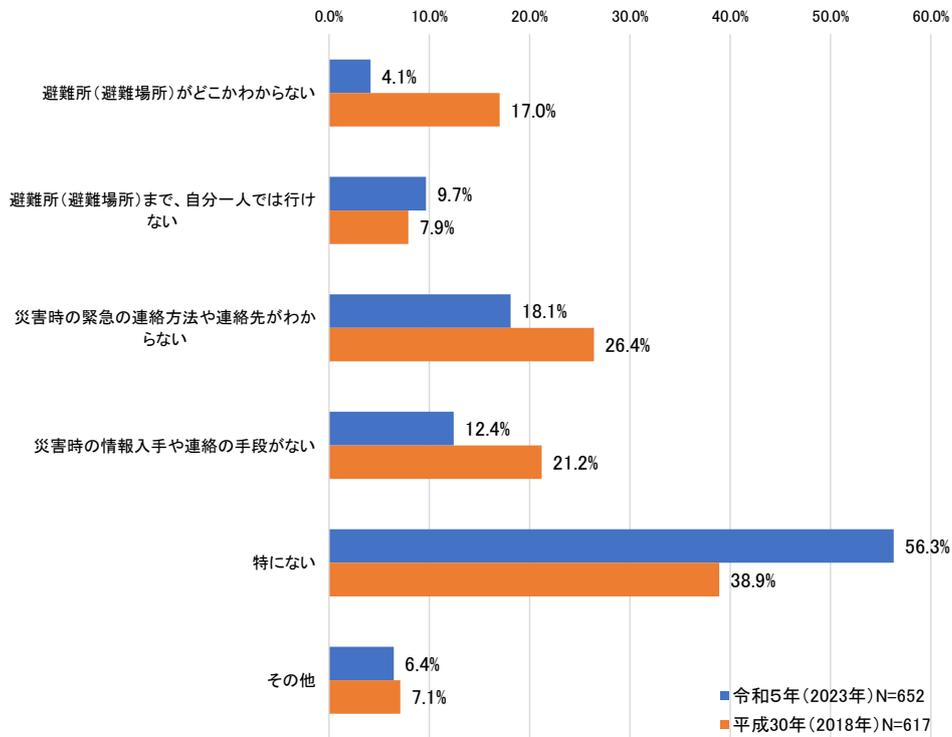
(2) 災害への対策の強化



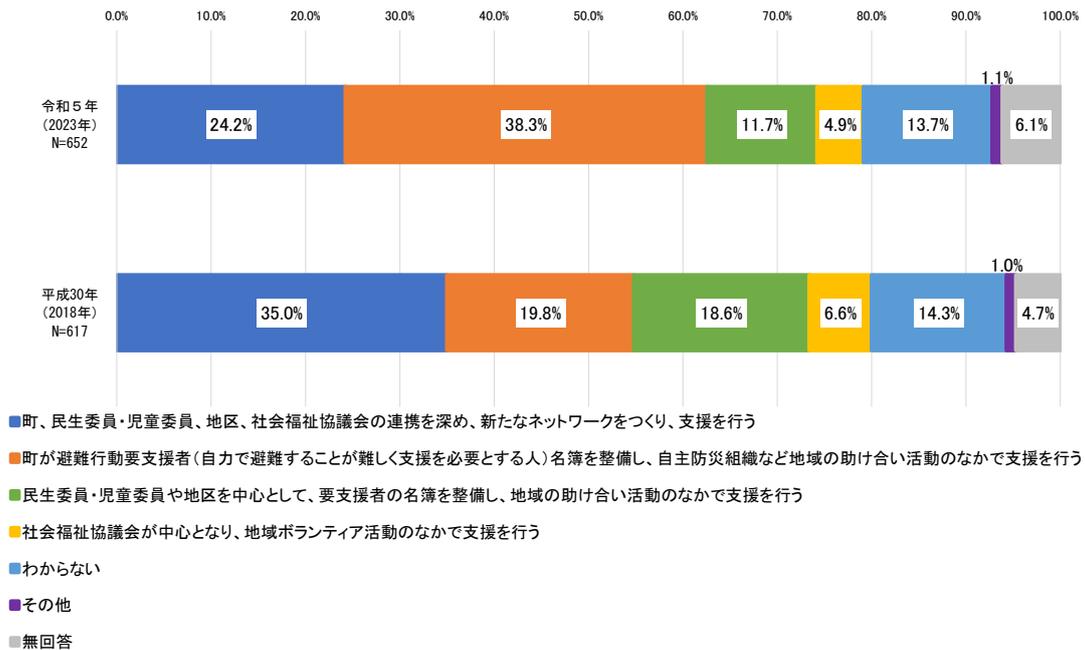
【令和5年度町民アンケート調査より】



さいがいはいせいじ とく こま
災害発生時に特に困ること



ひなん あんひかくにん ひつよう しえんたいせい
避難や安否確認のために必要な支援体制



【現状と課題】

火災や地震など災害発生時において、高齢者や障がいのある人など要配慮者は迅速な対応が難しく、生命や身体の危険に直結するため、災害発生時の救出・救護体制、被災後の支援体制が重視されています。

本町は、令和元年、令和3年と近年で2度の大きな大雨災害を受けました。

この水害を契機に本町では「被災者支援会議」（後に「CSO連携防災会議」に名称を変更）が立ち上がり、大町町地域おこし協力隊により、防災拠点である「Peri.（ペリドット）」が設置されました。「Peri.（ペリドット）」では生活に必要な資材の貸し出しや支援物資の提供のほか、被災した人が気軽に集まって、家屋や各種制度に関する相談や子どもの心のケアなどを行う交流活動の拠点にもなっています。その他、避難行動要支援者名簿の更新はもとより、本人からの同意を得たうえで、名簿の情報を地区の区長や民生委員・児童委員、警察、消防団などの関係機関とも共有して緊急時に備える取り組みの推進や、ペットと一緒に入れる避難所の設置など、災害への対策は着実に進んできています。

町民へのアンケート調査では、「災害などの緊急事態発生時に適切に避難できる」、「町の避難所を知っている」の割合がともに前回調査から増加しており、災害発生時に特に困ることはほとんどの項目で前回調査より割合が減少し、「特にない」が最も多くなっています。大雨災害の経験もあり、町民全体に災害に対する知識と備えが進んでいる状況がみられています。また、避難や安否確認のために必要な支援体制として、「町が避難行動要支援者（自力で避難することが難しく支援を必要とする人）名簿を整備し、自主防災組織など地域の助け合い活動のなかで支援を行う」が前回から大きく増加して最も多くなっています。

【今後の取り組み】

① 災害時に支援が必要な人の把握

要配慮者のうち、災害時の避難に特に支援が必要と思われる在宅の高齢者や障がい者等の避難行動要支援者名簿を作成し定期的な更新及び本人からの同意を得たうえでの関係機関との情報共有を行います。

② 支援体制の整備

実効性のある支援体制の整備に努め、住民及び地域、行政が一体となった地域づくりの構築に努めます。避難行動要支援者の避難行動に必要な個々の身体状況や生活状況を把握するため、個別避難支援計画の作成推進を図ります。

③ 避難所運営マニュアルの定期的な見直し

避難所における良好な生活環境を確保できるよう、令和元年に作成された避難所運営マニュアルは、新型コロナウイルス感染拡大を受けて、令和4年に状況に合わせた内容に更新を行いました。今後も避難所運営マニュアルは必要に応じて更新を行いながら、引き続ききめ細やかな支援ができるように努めます。

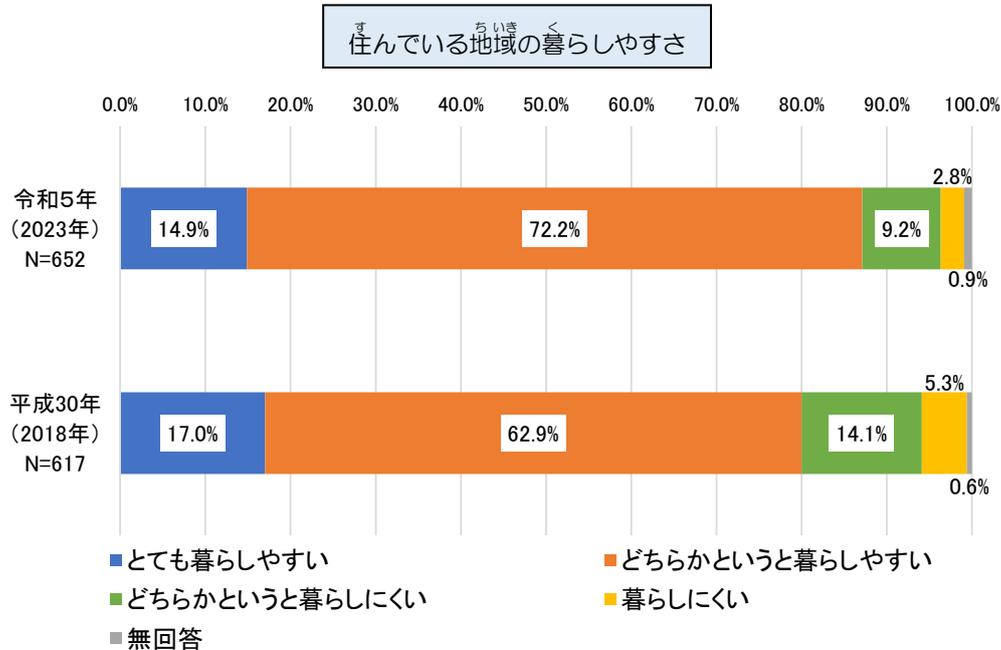
④ 自主防災組織の結成促進

地域の実情を把握している地域住民同士が役割を決め、助けあう自主防災組織の活動が人的被害を最小限に止めることとなることから、組織の中心となる人材育成や組織結成に向けた支援体制に努めます。

(3) 安心・安全な地域づくりの推進



【令和5年度 町民アンケート調査より】



【現状と課題】

町民へのアンケート調査では、住んでいる地域が「とても暮らしやすい」の割合は前回調査からやや減少していますが、「どちらかという暮らしやすい」を合わせた割合は前回調査より増加しています。

本町では、移動手段を持たない高齢者など交通弱者の移動手段を確保するため、令和3年4月よりコミュニティバス「まちバス」の運行を開始しました。各公民分館と、町役場、医療機関、商業施設などを巡回する2つのルート（東西ルート、南北ルート）での運行を行っています。また、高齢者の交通事故防止を目的に、運転免許証の自主返納に対する支援として、タクシー料金の一部助成を行っています。

今後、高齢者の移動手段の確保につながる取り組みを進め、高齢者が安心して暮らせるまちづくりを推進します。

また、子どもや高齢者、障がい者など社会的弱者が被害者となる凶悪犯罪の発生、高齢者などを狙った犯罪の多様化、巧妙化を背景に防犯体制の強化が強く求められています。

本町では、予防対策として、警察などの関係機関・団体と連携し、学校での啓発活動の推進をはじめ、「子ども 110番の家」活用促進、子ども安心安全メールや防犯メール発信事業、巡回パトロールの実施などに努めてきました。また、交通事故の防止に向け、警察や関係機関・団体との連携のもと、幼児から高齢者までを対象とした交通安全教育や広報・啓発活動を推進し、交通安全意識の高揚に努めるとともに、交通安全施設の整備や道路環境の向上に努めています。

今後、多様化・巧妙化する犯罪を未然に防止するため、住民一人ひとりの防犯意識の高揚や地域ぐるみでの防犯活動の促進に努めるとともに、住民の誰もが交通事故の被害者にも加害者にもならないよう、交通安全意識の高揚を図っていく必要があります。

【今後の取り組み】

① 公共施設等におけるバリアフリー化

公共施設等の改築等に手すりやスロープの設置、多目的トイレの設置などバリアフリー化を図るとともに、定期的な点検等を行い、バリアフリー化が完了した施設の維持管理を行います。

② 住宅のバリアフリー化

要介護(要支援)認定を受けている高齢者など必要な方へ、住宅改修制度の周知を図ります。また、公営住宅において、高齢者や障がいのある方については1階への優先的入居について配慮します。

③ 公共交通を利用しやすい環境づくり

関係機関と連携し、公共交通機関を利用しやすい環境づくりに努めます。

④ 身近な移動手段の充実

今後も「まちバス」の継続運行を図るとともに、大町町妊婦タクシー利用料金助成事業や高齢者運転免許証自主返納者に対する助成等、関係機関や事業者と連携し、町内における身近な移動手段の確保に努めます。

⑤ 地域での防犯・交通安全活動の促進

- ・「広報おおまち」等を通じて、防犯や交通事故防止に向けた啓発、情報提供を図ります。
- ・住民との連携・協力による交通安全活動を推進し、地域全体で交通事故を防止する地域づくりを推進します。
- ・地域コミュニティ意識の向上を図り、子どもの見守りや空き巣防止等に繋がる自主的な活動を促進します。
- ・関係機関、家庭、学校、企業等の連携強化を図り、地域全体で犯罪を未然に防ぐ体制づくりに努めます。

- ・悪質商法等被害の未然防止と発生後の適切な対応のため、県消費生活センター等関係機関と連携し、情報提供と相談体制の充実を図ります。

⑥ 子どもの安全の確保

- ・通学路交通安全プログラムに基づき、定期的な通学路点検を行います。
- ・警察署等と連携のもと、子どもが交通事故の被害者とならないように、ひじり学園での交通安全教室を開催します。子どもが犯罪に遭わないよう、ひじり学園での防犯教室を開催します。
- ・子ども安心安全メールや防犯メール発信事業など、子どもの安全確保等のための情報提供を行います。
- ・学校や地域の組織と協力して、ため池等、危険個所のパトロールを実施します。
- ・犯罪からの児童の緊急避難の場として、住民と連携し、「子ども 110番の家」の充実を図ります。

⑦ 再犯防止に向けた取り組みの推進

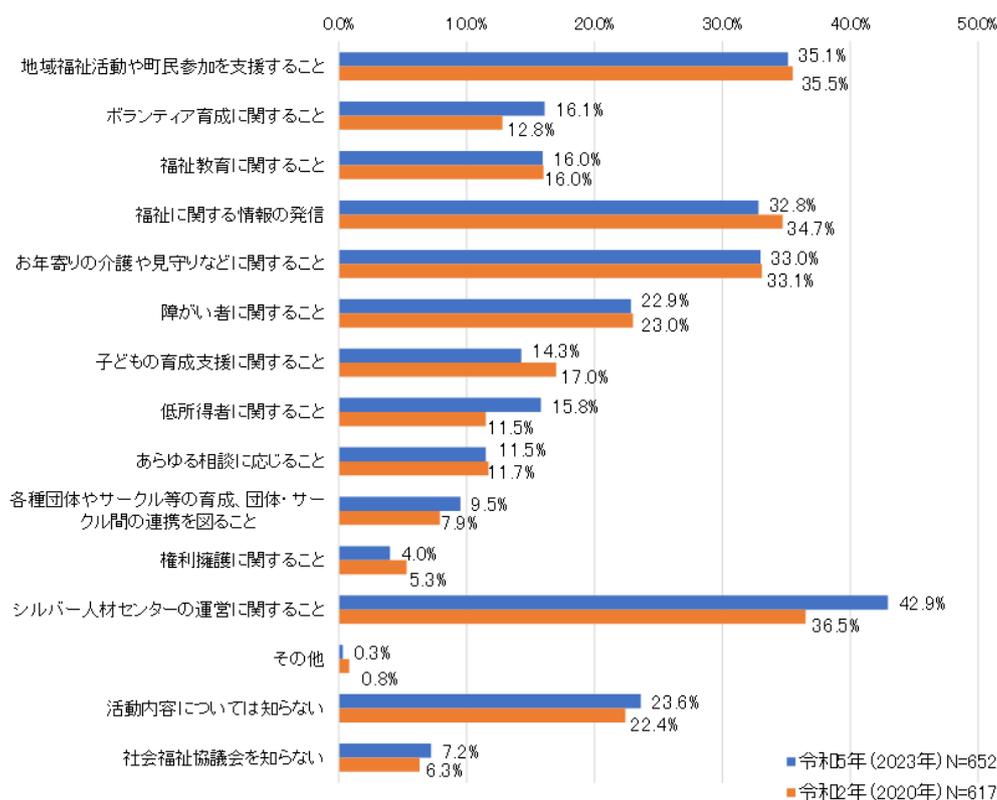
再犯防止推進法に基づき、国では令和5年3月に第二次再犯防止推進計画が閣議決定されました。本町においても、本計画の方針に則って、再犯防止に向けた基盤の整備に取り組みます。

(4) 社会福祉協議会の活動の推進



【令和5年度町民アンケート調査より】

社会福祉協議会の活動を知っているか



【現状と課題】

社会福祉協議会は、地域福祉を推進する専門機関として、地域住民や各種団体（団体・機関・福祉施設など）と協力して、総合的な福祉の推進を図るために全国の都道府県・指定都市・市区町村に設置された民間の福祉団体です。

おおまちちょうしゃかいふくしきょうぎかい
大町町社会福祉協議会では、すべての住民がかけがえのない個人として
尊重され、住み慣れた地域や家庭で安心して生活できるよう、地域の人たち
とと一緒に支援活動を進めています。

ちょうみん
町民へのアンケート調査では、社会福祉協議会の活動で知っていることと
して、「シルバー人材センターの運営に関すること」が最も多く、前回調査
からもその割合が増加しています。以下、認知度が高い順に、「地域福祉活動
や町民参加を支援すること」、「お年寄りの介護や見守りなどに関すること」、
「福祉に関する情報の発信」となっていますが、「高齢者」や「福祉」を連想
する言葉が入っていない活動については全体的に認知度が低い傾向がみられ
ます。また、「活動内容を知らない」、「社会福祉協議会を知らない」がいずれ
も前回調査からやや割合が増加しています。

こんご
今後はさらに、社会福祉協議会とその活動内容についての周知活動に努め、
社会福祉協議会との連携を強化し、地域福祉活動の活発化に向けた取り組みを
進める必要があります。

【今後の取り組み】

社会福祉協議会への活動支援と連携強化

おおまちちょうしゃかいふくしきょうぎかい
大町町社会福祉協議会を地域福祉の推進における中核的役割を担う組織とし
て位置づけ、積極的な活動展開を期待し、支援を行うとともに、引き続き連携
の強化を図ります。

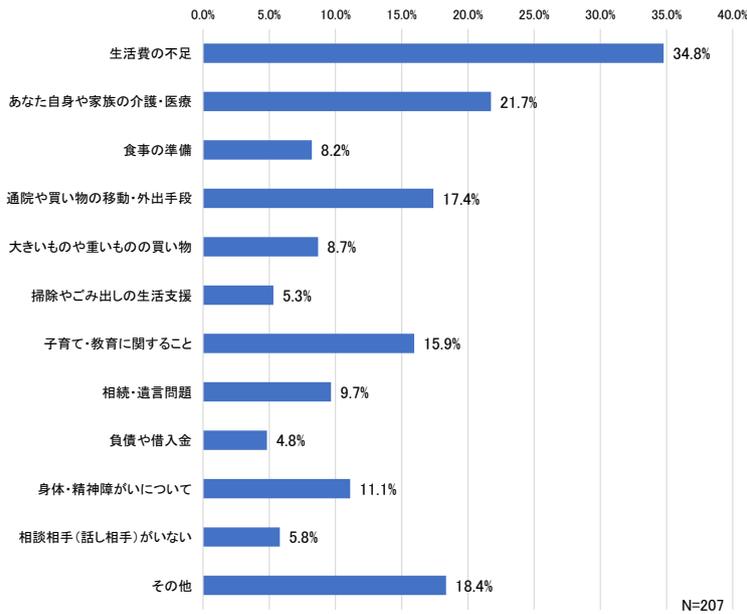
基本目標3 みんなで守り合うしくみづくり

(1) 相談支援体制の整備

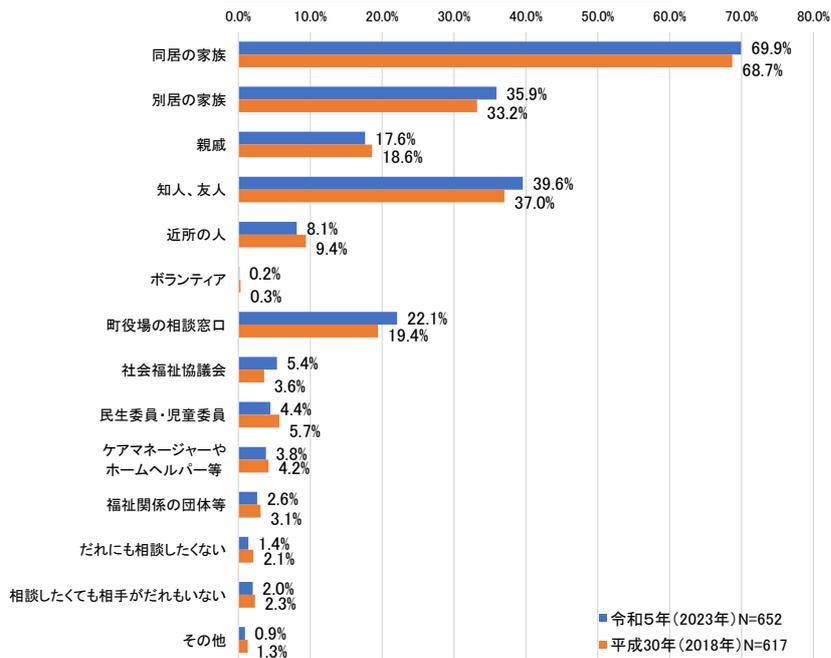


【令和5年度町民アンケート調査より】

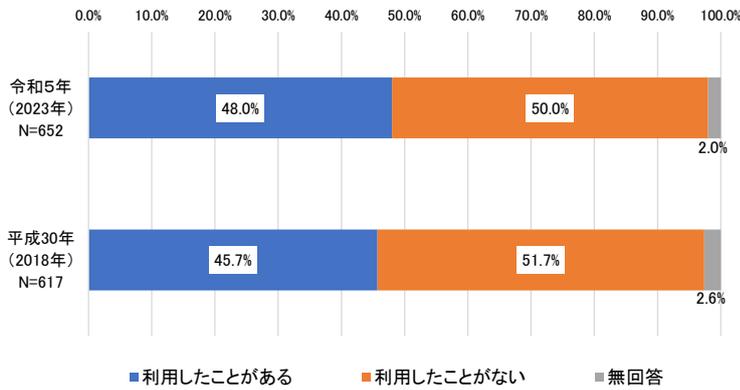
日常生活での現在の困りごと



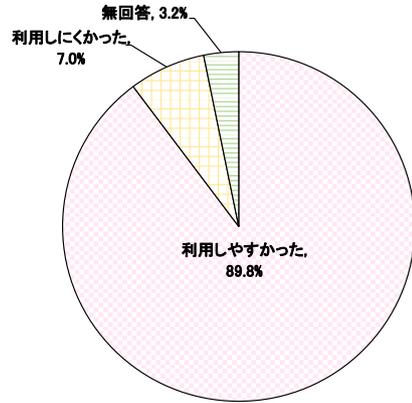
暮らしの困りごとを相談する相手



町役場の福祉等の窓口の利用の有無
(前回調査との比較)

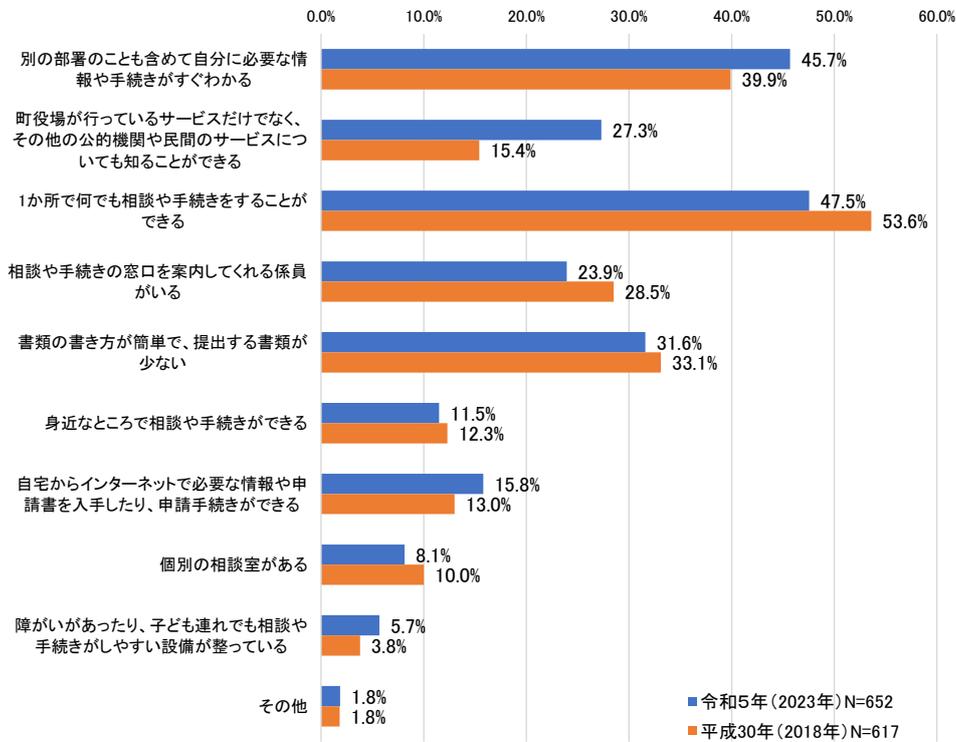


町役場の窓口の利用のしやすさ



N=313

町役場の窓口に期待すること



【現状と課題】

地域福祉は関連する分野が多様で広範囲にわたり、保健、教育、環境、住民活動等、行政における担当部署も多岐にわたります。近年では、ヤングケアラや「8050問題」など、一つの部署だけでは対応が困難なケースも増えてきています。

本町では、担当課の窓口で相談を行っているほか、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業として相談支援事業も実施しており、地域包括支援センターでは、高齢者の相談業務、大町町社会福祉協議会では、心配ごと相談などを実施し、福祉に関する悩みごとや日常生活での心配ごとなどさまざまな相談に対応しています。

町民へのアンケート調査では、暮らしの困りごとを相談する相手として、「町役場の相談窓口」や「社会福祉協議会」の割合が前回調査から増加しており、町役場の窓口を「利用したことがある」の割合も前回調査から増加しています。また、町役場の窓口に希望することとして、「1か所で何でも相談や手続きをすることができること」が最も多くなっていますが、前回調査からはその割合は減少しており、「別の部署のことも含めて自分に必要な情報や手続きがすぐわかること」や「町役場が行っているサービスだけでなく、その他の公的機関や民間のサービスについても知ることができること」などの割合が前回調査から増加しています。利便性の向上だけでなく、より多くの情報が得られる窓口が求められてきていると考えられます。

また、近年は新型コロナウイルスの影響もあり、相談を担う関係者の資質向上につながる研修等の実施や、民生委員・児童委員による家庭訪問などが十分に行えなかった状況もみられます。

今後も、関係機関や地域の民生委員・児童委員等との連携を強化し、属性や世代を問わない包括的な相談支援の体制の強化と、相談窓口の充実を図っていく必要があります。

【今後の取り組み】

① 関係機関や民生委員・児童委員などとの連携強化

大町町社会福祉協議会や教育委員会等の関係機関、地域の民生委員・児童委員などとの情報共有の機会を密に取り、相談に関わる関係者間での連携強化を図ります。

② 部門間の連携強化

生活困窮やヤングケアラーの問題など、一つの部署では対応できないような困難事例に対応するため、関係部署との部門間の連携は必要不可欠です。町役場において、関係する部署間での定期的な協議などを通じた連携強化を図り、相談対応力の資質の向上につなげます。

③ 相談窓口の資質向上

窓口での接遇向上や相談しやすい環境づくりに引き続き取り組むとともに、相談内容に的確に、相談者のプライバシーに配慮した対応を行えるよう、町職員や大町町社会福祉協議会職員、民生委員・児童委員等の関係者に研修や勉強会の開催を改めて検討し、資質向上に努めます。

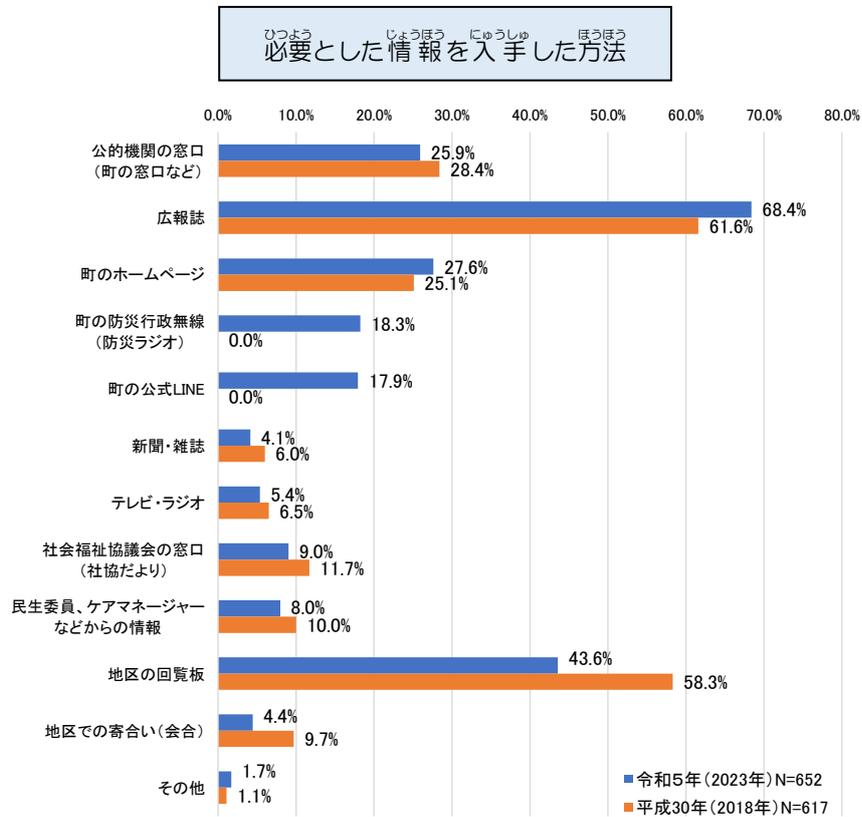
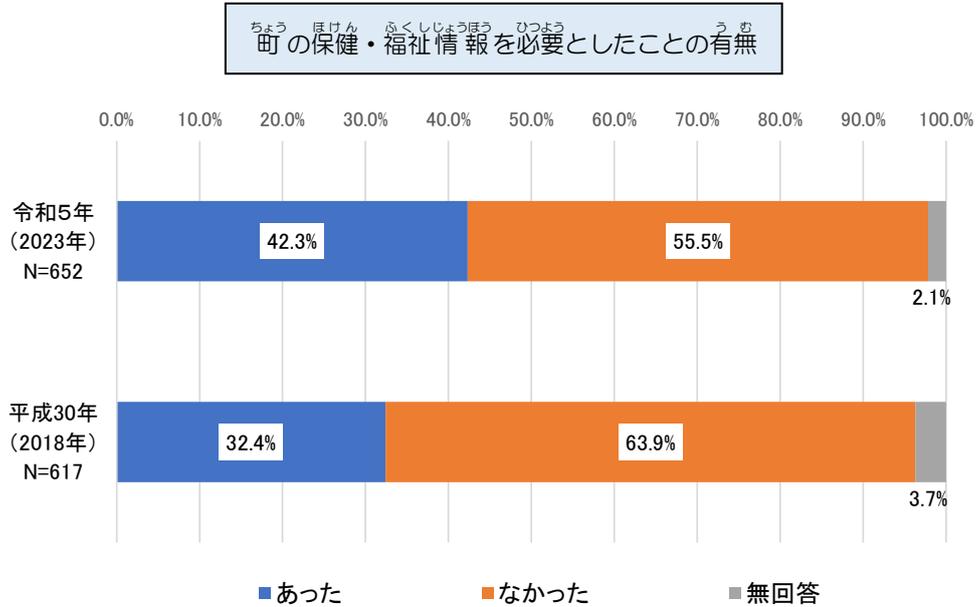
④ 身近な地域での相談体制の構築

相談窓口での相談に対して抵抗がある人にとって、身近な地域での相談体制の構築が重要です。地域の民生委員・児童委員の役割についての周知に取り組みとともに、民生委員・児童委員との連携を強化し、困りごとを抱えた人が気軽に身近な地域で相談できる体制づくりに取り組みます。

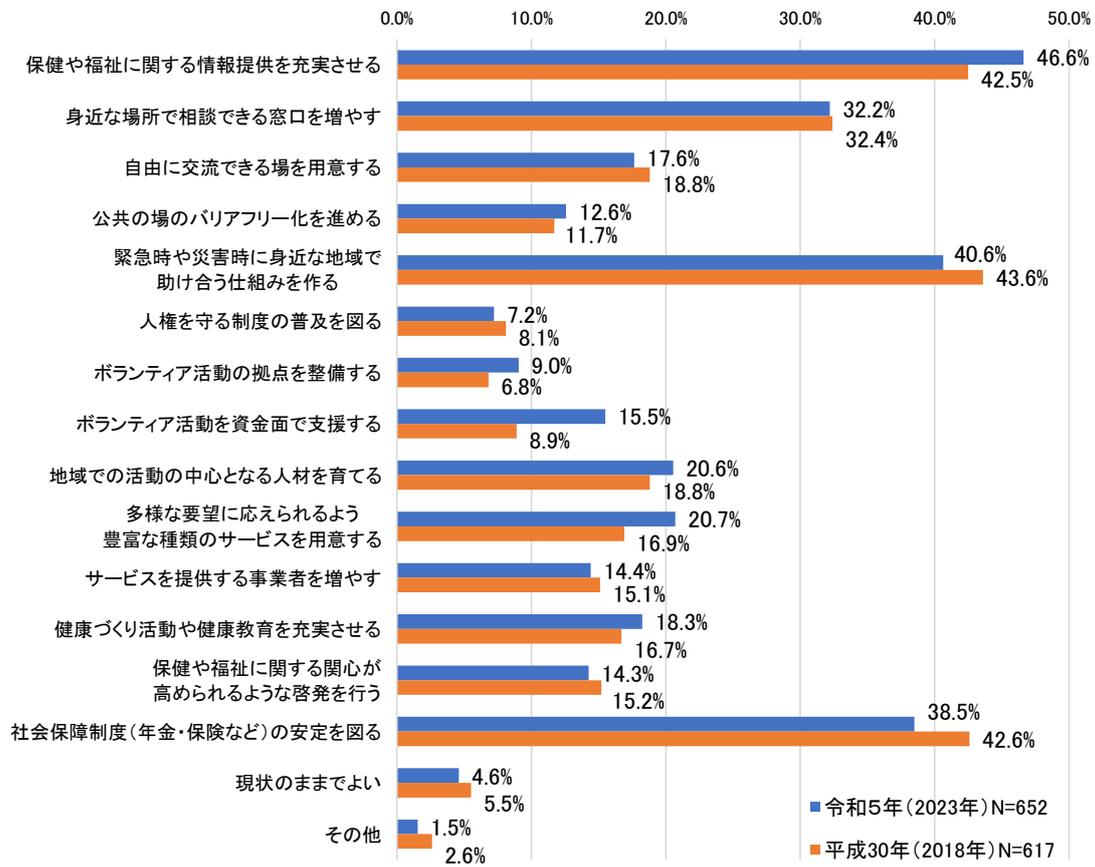
(2) 情報提供体制の充実



【令和5年度町民アンケート調査より】



今後必要だと思う保健・福祉施策の取り組み



【現状と課題】

福祉にかかわる制度やサービスは、近年目まぐるしく変化しているため、福祉サービス内容をはじめ、ボランティア・住民活動や地域の助けあい活動についての情報などを、誰もが入手でき、ひとりでも多くの住民が情報を活用できるようにする必要があります。

本町では、「広報おおまち」の月1回の発行、区における回覧板、ホームページによる広報等に加え、新たに町の公式LINE やインスタグラムなどのSNS を開設したほか、防災行政無線（防災ラジオ）の各家庭への設置により、情報伝達手段の拡充を行っています。

町民へのアンケート調査では、「これまでに町の保健・福祉情報を必要としたことがあった」の割合が前回調査より大きく増加しており、その情報の入手先としては前回同様「広報誌」が最も多くなっていますが、「地区の回覧板」は前回調査からは大きく減少しており、代わって「町のホームページ」（前回から増加）、「町の防災行政無線（防災ラジオ）」、「町の公式LINE」（いずれも前回調査なし）などの媒体が、より利便性の高い情報入手先として利用されていることが予想されます。また、今後町に必要なと思う保健・福祉施策の取り組みとして、「保健や福祉に関する情報提供を充実させる」の割合が前回調査よりも増加しており、前回調査で最も多かった「緊急時や災害時に身近な地域で助け合う仕組みを作る」を抜いて最も多くなっています。

今後も、町民にわかりやすい広報誌やホームページ等での情報発信をはじめ、民生委員・児童委員によるきめ細かな情報提供体制の確立を引き続き推進します。

【今後の取り組み】

① 広報誌・町ホームページ・公式SNSでの情報提供の充実

「広報おおまち」での情報提供の充実をはじめ、町のホームページに各種制度の概要と利用に必要な手続きを掲載するなど、わかりやすさに配慮した情報提供の充実に努めます。公式 SNS についても、町民のニーズに合わせて必要に応じた見直しを図りながら、利用者の増加を図ります。

② 民生委員・児童委員等を通じた情報提供の充実

民生委員・児童委員や各種相談員への情報提供を強化し、地域での情報提供体制の強化を図ります。

③ 情報公開の推進

個人情報保護に十分に配慮しながら、情報公開制度の適切な運用に努め、説明責任の徹底を図ります。

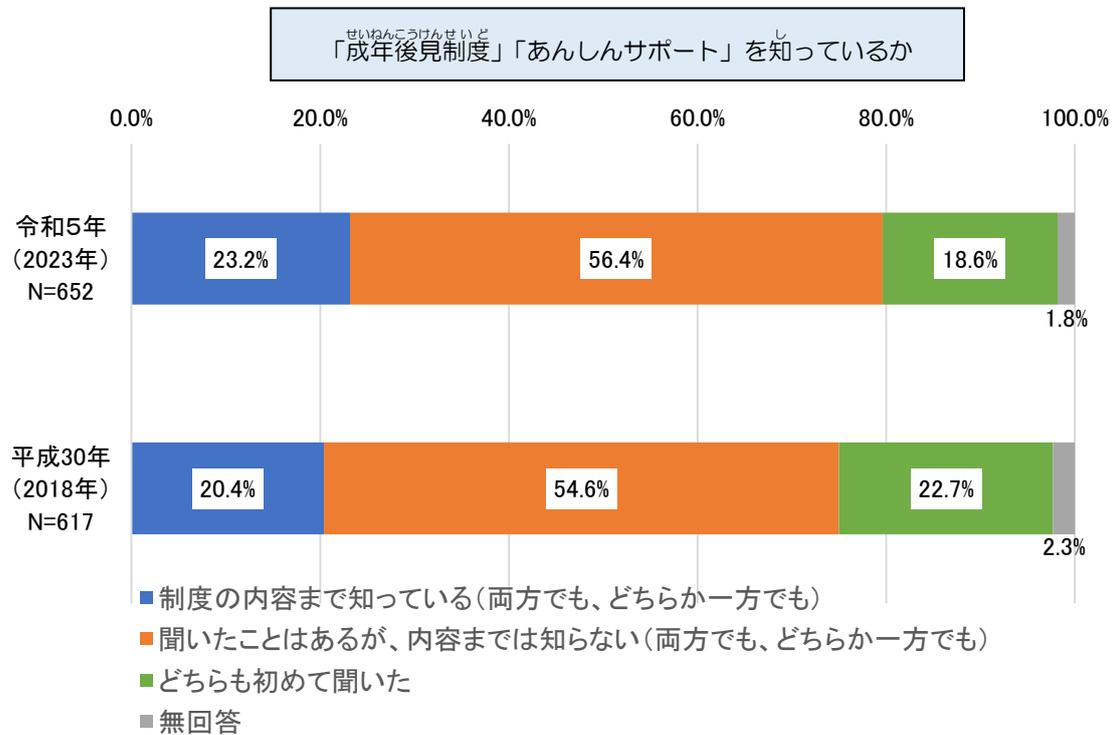
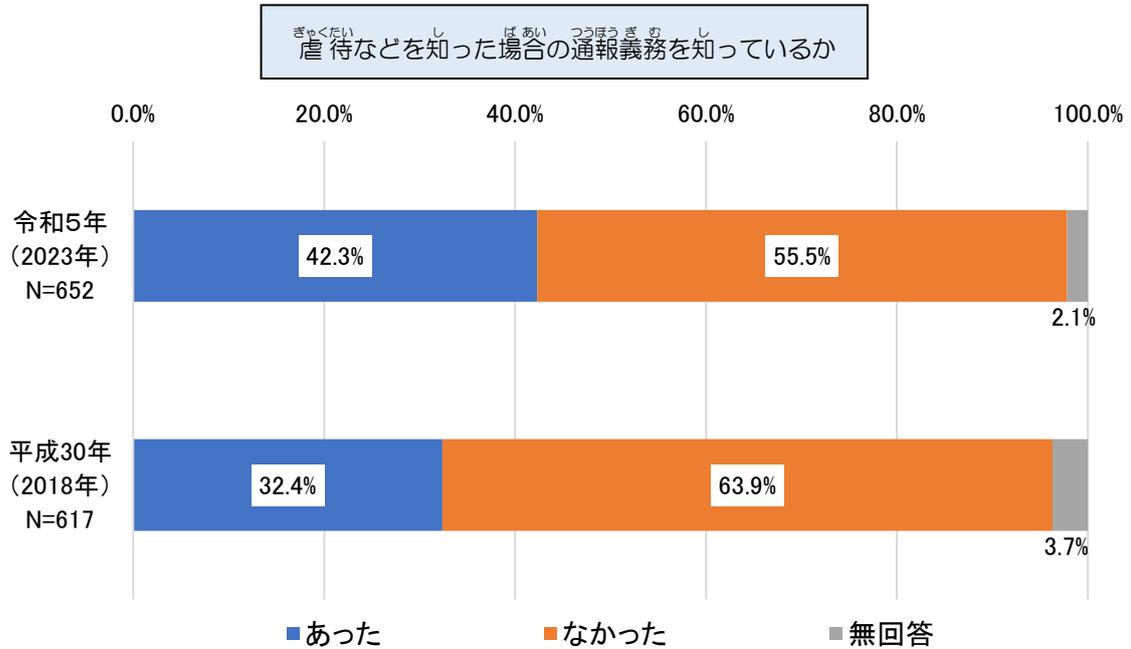
④ 各種制度の周知

福祉に関する各種制度についての情報提供を行い、特に重要性の高い情報を必要な人に周知します。必要に応じて対象者の把握や申請の勧奨を行います。

(3) 権利擁護体制の整備



【令和5年度町民アンケート調査より】



【現状と課題】

認知症高齢者や知的障がいのある人の中には、財産の管理や日常生活で生じる契約など、判断が求められる行為を行うときに、不利益を被る人がいます。こうした人たちの権利を守るため、成年後見制度や福祉サービス利用援助事業（あんしんサポート）があります。

本町では、大町町社会福祉協議会をはじめ各種団体と連携し、児童や高齢者、障がい者を中心とした虐待防止や人権侵害の対応を図るため、本人や家族、地域を対象とした各種事業を進めてきました。

町民へのアンケート調査では、虐待などを知った場合の公的機関への通報義務について、「知っている」の割合が前回調査から若干増加していますが、「知らない」の割合が約4割と依然高い結果となっています。また、「成年後見制度」や「あんしんサポート」についても、「制度の内容まで知っている（両方でも、どちらか一方でも）」の割合が前回調査から若干増加していますが、内容を知らない人の割合が7割以上という状況です。

今後、高齢化の進行に伴い、認知症高齢者が増加し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などに関する相談の増加が予想されます。

これらを踏まえ、本町においても成年後見制度や福祉サービス利用援助事業の推進のもと、権利擁護をより一層充実していく事が求められます。

また、障がいの有無によってわけ隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別を解消するための取り組みが必要です。

【今後の取り組み】

① 児童虐待の予防・発見・保護体制の整備

おおまちちょうようほごじどうたいさくちいききょうぎかい ちゅうしん ようほごじどう はっけん ほご
大町町要保護児童対策地域協議会を中心に、要保護児童の発見・保護
たいせい せいび はか じどうそうだんじょうかんけいきかん れんけい ひがいじどう
体制の整備を図ります。また、児童相談所等関係機関と連携し、被害児童が
はっせい ばあい たいせい せいび はか
発生した場合のカウンセリング体制の整備を図ります。

② 高齢者・障がい者虐待防止対策の充実

ほりつ きてい もと ぎゃくたい おそれ かていおよ しせつ たい ひつよう
法律の規定に基づき、虐待の恐れがある家庭及び施設に対して必要な
そち おこな じゅうみん かいごじゅうじしゃとう たい ぎゃくたい よぼう
措置を行います。また、住民や介護従事者等に対し、虐待の予防とその
そうきはっけん つうほうさきどう しゅうち おこな みんせいいいん じどういいん
早期発見、通報先等についての周知を行うとともに、民生委員・児童委員、
あい ひとこえきょうりよくしゃ こうれいしゃ みまも きょうりよくじぎょうしょ かいご ிரりょうじゅうじしゃとう
愛の一声協力者、高齢者見守り協力事業所、介護・医療従事者等との
れんけい はか ぎゃくたい よぼう そうきはっけん つと さら ぎゃくたい つうほう う
連携を図り、虐待の予防・早期発見に努めます。更に、虐待の通報を受け
ばあい てきせつ たいおう おこな ひぎゃくたいしゃおよ ようごしゃとう しえん はか
た場合は適切な対応を行い、被虐待者及び養護者等の支援を図ります。

③ 権利擁護事業の利用促進

にんちしやうこうれいしゃ ちてきしやう しゃ せいしんしやう しゃ ほんだんのうりよく じゅうぶん
認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者など判断能力が十分でな
かた けんりようごしえん ちいきれんけい こうちく ちゅうかく
い方の権利擁護支援のための地域連携ネットワークの構築や、中核となる
きかん せっち む かんけいだんたい きょうぎ おこな ふくし サービス利用
機関の設置に向けて、関係団体との協議を行います。また福祉サービス利用
えんじょじぎょう たいしやう ほんだんのうりよく ふあん きんせんかんり
援助事業の対象とならないものの、判断能力に不安があり、金銭管理が
ひつよう かた みもとほしやうにん そんざい せいかつ こんなん かか
必要な方や、身元保証人が存在していないために生活などに困難を抱えて
かた しえん あ かた けんとう
いる方への支援の在り方を検討します。

④ 成年後見制度の周知

パンフレットに掲載し配布するとともに、ホームページ等にも掲載し、普及啓発と利用促進を図ります。

⑤ 障がい者の差別解消

パンフレットに掲載し配布を行い、障がい者への差別解消に関する啓発に努めるとともに、障がいを理由とする差別の解消を図ります。



ボタくん

第5章 計画推進のために

1 協働による計画の推進

地域福祉の主役は、地域で活躍している住民全員であり、支えあい、助けあいのできる地域づくりには、行政だけの取り組みでは十分ではなく、住民と協働が不可欠です。

また、地域では、それぞれの地域に応じた多様な福祉ニーズがあることから、それらに対応していくためには、地域で活動する自治会やボランティア団体、NPO法人、事業所など多様な担い手の活動が必要です。

本計画の推進にあたっては、地域福祉を担う多様な主体が、相互に連携を図り、それぞれの役割を果たしながら取り組むことが求められます。

2 計画の周知・普及

地域福祉を推進するためには、本計画の目標や取り組みについて、住民をはじめ、社会福祉協議会、地域で活動する各種団体、事業者、町職員など計画に関係するすべての人が共通の理解を持つことが必要です。

このため、「広報おおまち」やホームページ、パンフレット等を通じて、計画内容を広く住民に周知し、普及に努めます。

3 社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は、社会福祉を目的とするさまざまな事業や普及・啓発、助成などを行うことにより地域福祉の推進を図る団体です。社会福祉法において、地域福祉推進の中心的役割を担う団体として位置付けられています。

本計画の目的を達成するために、地域福祉活動への住民の参加とともに、計画の各分野で大町町社会福祉協議会が担う役割が大きくなってきます。

このため、大町町社会福祉協議会と相互に連携しながら、本計画に基づく各施策を推進します。

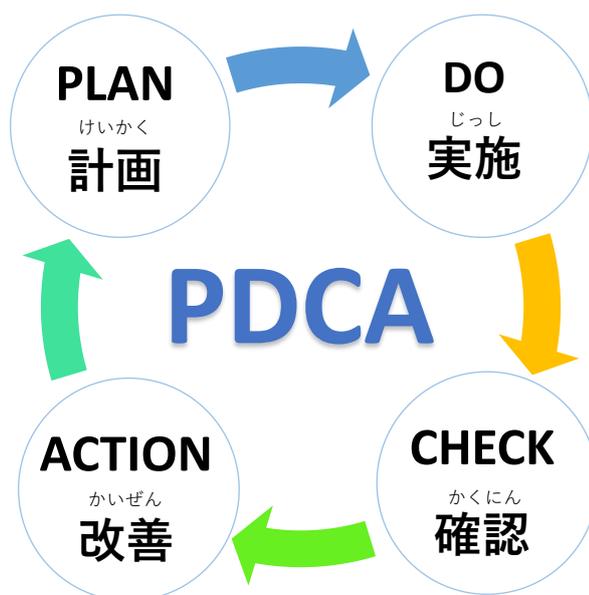


とろくちゃん

4 計画の点検・見直し

計画に盛り込んだ施策の進捗状況については、PDCA サイクルに基づき、実施状況の点検や評価を行い、必要な場合は、取り組みの内容の見直しを行っていきます。

また、本計画は地域の多様なニーズに幅広く対応するため各関係機関の連携が必要なことから、行政はその総合的な把握に努めるとともに、庁内担当課は各施策の進捗状況を把握し、庁内関係部署と連携を図りながら、施策を推進します。



○「PDCA サイクル」とは、さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「PLAN (計画)」「DO (実施)」「CHECK (確認)」「ACTION(改善)」のプロセスを順に実施していくものです。

しりょうへん
資料編1 さくていいんかいせっちようこう
策定委員会設置要綱

大町町地域福祉計画策定委員会設置要綱

(平成 11 年 9 月 1 日規程第 27 号)

改正 平成 25 年 3 月 22 日規程第 4 号

平成 28 年 3 月 23 日規程第 22 号

(設置)

第 1 条 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条に規定する市町村地域福祉計画(以下「計画」という。)の策定にあたり、広く町民の意見を反映するため、大町町地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、計画策定にあたってその内容を審議検討し、計画づくりのために具体的方策について助言等を行うものとする。

(組織)

第 3 条 委員会は、12 名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げるものの中から町長が委嘱する。

- (1) 議会代表
- (2) 区長会代表
- (3) 老人会代表
- (4) 婦人会代表
- (5) 民生委員代表
- (6) 障害者代表
- (7) 母子保健推進委員代表
- (8) 福祉施設代表
- (9) ボランティア団体代表
- (10) 社会福祉協議会代表

(11) 行政機関代表

(12) 学識経験のある者

3 委員の任期は、計画策定終了までの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要に応じて関係者の出席者を求め、その意見を聴くことができる。

(報酬)

第6条 委員には、別に定めるところにより報酬を支給する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は別に定める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

附則（平成25年3月22日規程第4号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附則（平成28年3月23日規程第22号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

2 おおまちちょうちいきふくしけいかくさくていいんかいいいんめいぼ
大町町地域福祉計画策定委員会委員名簿

所属	氏名	区分
おおまちちょうぎかい 大町町議会	ふじせ みやこ 藤瀬 都子	ぎかいだいひょう 議会代表
おおまちちょうくちょうかい 大町町区長会	◎きど ひであき ◎城戸 英明	くちょうかいだいひょう 区長会代表
おおまちちょうろうゆう 大町町老友クラブ	けんご いさお 堅固 勲	ろうじんかいだいひょう 老人会代表
おおまちちょうふじんかい 大町町婦人会	○たけむら ひろこ ○武村 妃呂子	ふじんかいだいひょう 婦人会代表
おおまちちょうみんせい 大町町民生委員 きょうぎかい 協議会	たけむら のぶこ 武村 宣子	みんせい いんだいひょう 民生委員代表
おおまちちょうからだし 大町町身体障害者 がいがいしゃこうゆうかい 交友会	みやた みゆき 宮田 美由紀	しょうがいしゃだいひょう 障害者代表
おおまちちょうほしほけん 大町町母子保健推進委員 すいしんいん 推進委員	みね ゆみこ 三根 由美子	ほしほけんすいしんいんだいひょう 母子保健推進委員代表
しゃかいふくしほうじん 社会福祉法人 せいじんかい 聖仁会	くろいわ まさたか 黒岩 正孝	ふくし しせつだいひょう 福祉施設代表
おおまちちょう 大町町ボランティア れんらくきょうぎかい 連絡協議会	こが あつこ 古賀 淳子	ボランティアだんたいだいひょう ボランティア団体代表
おおまちちょうしゃかい 大町町社会福祉協議会 ふくしきょうぎかい 協議会	にしもり あきひろ 西森 明広	しゃかいふくしきょうぎかいだいひょう 社会福祉協議会代表
きとうほけんふくし 杵藤保健福祉事務所 じむしょ 事務所	ほんだ まさゆき 本田 正幸	ぎょうせいきかんだいひょう 行政機関代表
にしきゅうしゅうだいがく 西九州大学	くろだ けんじ 黒田 研二	がくしきけいけん 学識経験のある者

◎ = 委員長 ○ = 副委員長

3 さくていけい
策定経緯

<p>ねん がつ にち 年 月 日</p>	<p>ない よう など 内 容 等</p>
<p>れいわ ねん がつ にち 令和5年8月23日</p>	<p>だい かい おおまちちょう ちいきふくし けいかく さくてい いんかい 第1回大町町地域福祉計画策定委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> いしよくじょうこうふ ・ 委嘱状交付 いいんちょう ふくいんちょう せんになん ・ 委員長、副委員長の選任について ちいきふくし けいかく さくていほうしん ・ 地域福祉計画策定方針について ちようさき じっし ・ アンケート調査の実施について
<p>れいわ ねん がつ にち 令和5年9月1日 ～ 9月19日</p>	<p>じゅうみん じっし 住民アンケートの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ちようない きよじゅう さいいじょう だんじよ めい むさくい ・ 町内に居住する 18歳以上の男女1,500名を無作為抽出 ゆうそうほう じっし ・ 郵送法により実施 ゆうこうかいしゅうすう ひょう ゆうこうかいしゅうりつ ・ 有効回収数652票、有効回収率43.5%
<p>れいわ ねん がつ にち 令和5年11月9日</p>	<p>だい かい おおまちちょう ちいきふくし けいかく さくてい いんかい 第2回大町町地域福祉計画策定委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> おおまちちょう ちいきふくし けいかく けんしやう ・ 大町町地域福祉計画の検証 おおまちちょう ちいきふくし けいかく かん ちようさけっか ・ 大町町地域福祉計画に関するアンケート調査結果 おおまちちょう ちいきふくし けいかく さくてい じっし ・ 大町町地域福祉計画策定パブリックコメントの実施について
<p>れいわ ねん がつ にち 令和5年12月26日</p>	<p>だい かい おおまちちょう ちいきふくし けいかく さくてい いんかい 第3回大町町地域福祉計画策定委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> おおまちちょう ちいきふくし けいかく あん けんとう ・ 大町町地域福祉計画（案）の検討
<p>れいわ ねん がつ にち 令和6年1月9日 ～ 2月2日</p>	<p>おおまちちょう ちいきふくし けいかく じっし 大町町地域福祉計画パブリックコメントの実施</p>
<p>れいわ ねん がつ にち 令和6年2月6日</p>	<p>だい かい おおまちちょう ちいきふくし けいかく さくてい いんかい 第4回大町町地域福祉計画策定委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> おおまちちょう ちいきふくし けいかく あん けんとう ・ 大町町地域福祉計画（案）の検討 おおまちちょう ちいきふくし けいかく けっか かん ・ 大町町地域福祉計画パブリックコメント結果に関して

4 ようごかいせつ 用語解説

あ 行

●SNS(エス・エヌ・エス)

Social Networking Service の略称。登録された利用者同士が交流できるウェブサイトの会員制サービスのこと。

●SDG s (エス・ディー・ジーズ)

Sustainable Development Goals の略で、2015年9月の国連サミットにおいて、2030年までの長期的な開発の指針として採択された「持続可能な開発目標」であり、国際社会共通の目標。国においては、「SDGs」の17の目標に示される多様な項目の追及が、日本の各地域における諸課題の解決に貢献するものであるとしている。

●NPO (エヌ・ピー・オー) 法人

NPO は Non Profit Organization の略で、金銭的な利益を得る目的ではなく、社会に貢献するための活動を行う組織のこと。

●LGBTQ (エル・ジー・ビー・ティー・キュー)

L はレズビアン (Lesbian：女性同性愛者)、G はゲイ (Gay：男性同性愛者)、B はバイセクシュアル (Bisexual：両性愛者)、T はトランスジェンダー (Transgender：身体と心の性が一致しないため、身体の性に違和感をもつ人)、Q はクエスチョニング (Questioning：性的指向や性自認がはっきりしていない、定まっていない、違和感がある、どちらかに決めたくないなど) の頭文字をとって組み合わせた言葉であり、多様な性を表す言葉の一つとして使われる。

か 行

●ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を関ることができる人のことで、「命の門番」とも位置付けられる人のこと。

●健康寿命

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。

●権利擁護

認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な人について、生活や財産を守ったり、契約を代わりに行うことを法的に支援する制度のこと。

●コミュニティ

共通の目的や興味、地域などによって結びついた人々の集まりのこと。

さ 行

●ジェンダー

生物学的な性とは違い、社会的・文化的につくられている性。

●生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）

高齢者やその家族が暮らしやすい環境を実現するために、地域の住民と支え合う仕組みを考え、課題解決の手伝いをする職業のこと。地域のニーズにあった福祉サービスを探し、その後、適切な業者や機関とつなぐマッチングの役割を担う。

●成年後見制度

知的障害・精神障害・認知症などによって、ひとりで決めることに不安や

心配のある人が、いろいろな契約や手続きをする際に支援する制度。

た 行

●ダブルケア

晩婚化や高齢出産化などにより、育児と介護のタイミングが重なる状態のこと。その当事者はダブルケアラーと呼ばれる。

な 行

●認知症サポーター

認知症に関する正しい知識と理解をし、認知症の人やその家族にできる範囲で支援の活動を行う人。

は 行

●8050問題

80歳代の親とひきこもり状態にある50歳代の子の同居世帯におけるさまざまな問題のこと。

●バリアフリー

すべての人にとって社会参加するうえでの物理的、社会的、制度的、心理的な障壁の除去。

や 行

●ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがある。

おおまちちょうちいきふくしけいかく
大町町地域福祉計画

れいわねんがつ
令和6年3月

ほっこう おおまちちょう
発行 大町町

へんしゅう おおまちちょうふくしか
編集 大町町福祉課

〒849-2101

さがけん きしまぐんおおまちちょうおおざおおまち ばんち
佐賀県杵島郡大町町大字大町5017番地

でんわ
電話 0952-82-3185

FAX 0952-82-3060

ホームページ <https://www.town.omachi.lg.jp>